

№ 1.

Ref Doc 1579

日
米
交
渉

△

著言

近衛内閣ニ於ケル日米交渉。昭和十六年四月ヨリ十月迄半歳、長キニ且リ繼續セラレテ。交渉ハ最初ヨリ極秘ニ進メラレガ。漸次外部ニ洩レルト共ニ種々揣摩臆測ガ行ハレテ之ヲ基礎トシテ凡ル批難攻撃ガ政府ニ集中シヌ。然モ余ハ最後迄交渉成立、望ヲ捨テズ。専心ニ向ツテ努力ヲ傾注シヌ。

ソレハ日米衝突ヲ極ク回避セネバナラヌ理由ガアツタカラデアル。

第一ハ獨蘇戰爭、勃發デアル。第二ハ我海軍首腦部、意向テアル。第三ハ物資關係デアル。

第一抑モ三國同盟ハ日獨蘇三國、連携ヲ前提トシテ締結セラレタモ、デアル。然ルニ獨蘇開戦ニヨリテ此前提ガ覆リ蘇聯ハ英米、陣營ニ入り、我國ハ木蘇兩國ヲ敵トスルコトアルベキ最悪ノ事能心ニ直面スルニ至ッタデアル。尚此事ニ就キテハ別稿三國同盟ヲ参照セラレタイ。

第二海軍、意向デアル。抑モ三國條約締結ニ付キテハ余ハ海軍ガ容易ニ賛成スマイト思フテ居タデアル。コレハ平沼内閣當事カラ、海軍、能心度カラ見テ當然豫想セラルルコトデアル。吉田海相ハ組閣當初ニ於テ三國樞軸強化トイフコトニハ同意シタ。然シテカラ進ニテ軍事上ノ援助ヲ含ム三國同盟トナツテハ海軍トシテ大問題デアル。果シテ吉田海相ハ大イニ煩悶シタラシイ。而シテ心臟病ガ昂シ俄ニ辭職シヌ。然ルニ及川大將ガ海相トナルヤ直ニ海軍ハ三國同盟ニ賛成シタ、デアル。余ハ海軍ノ餘リニアツサリシタ、賛成振リニ不審ヲ抱キ、豊田海軍次官ヲ招キテ、其ノ事情ヲ尋ヌ。次官曰ク、海軍トシテハ實ハ腹ノ中デハ三國條約ニ反對デアル。然

Ref doc 1579

ニナガラ海軍がコレ以上反對スルコトハ最早國內政治情勢が許サ
又故止ヲ得ズ賛成スル海軍が賛成スルハ政治上ノ理由カラテ
アツテ軍事上ノ立場カラ見レバ未タ米國ヲ向フニ廻シテ戰フ丈ノ確
信ハナイ余日ノコレハ誠ニ意外ノ事ニ承ル。國外政治ノコトハ我々政治
家ノ考ヘルベキコトデ。海軍が御心配ニテラニテモヨクコトアル。海軍トシ
テハ純軍事上ノ立場カラミ檢討セラレテ若シ確心ナキト云フナラバ
飽迄反對セラルガ國家ニ忠ナル所以テハナイカ。次官日ノ今日トナリテハ
海軍ノ立場モ御諒承願ヒタイ。

只此上ハ出来ルニテ三國條約ニ於ケル軍事上ノ援助義務が発生セザル
ヤ外交上ノ手段ヨリテ之ヲ防止スル外ニ道ガナイ

其後暫クシテ聯合艦隊司令長官山本五十六大將が上京シ
フデ會見シテ同大將ハ最強硬ナル同盟反對論者デ。平沼内閣
當時米内海相が頑強ニ三國條約ニ反對シテモ當時次官ヨリシ
山本大將ノ輔佐ガ與ツテカガアツト思ハレル。余ハ大將ニ豊田次官
ヨリカクカフ、話アリタリト述ベタルニ大將ハ「今ノ海軍本省ハ餘リニ政
治的ニ考ヘ過ギル」ト云フテ痛ク不滿ノ様子デアッタ。余ハ日米戰
争場合大將ノ見込如何ヲ問フテ處同大將曰「コレハ是非ヤレ
ト云ハレシハ初メ半歳カ一年ノ間ハ隨分暴シテ御覽ニ入レル。然シ
ナガラ二年三年トナレバ全ク確信ヲ持テヌ。三國條約が出来タハ
致方ナイガカフナリシトハ日米戦争ヲ回避スル様極力御努力願
ヒタイ」トノコトデアッタ

コレデ海軍首腦部ハ肚ハ解ツテアル。海軍ノ肚ガカクノ如シト
スレバ三國條約ノ實際ノ活用ハ餘程慎重ニナラネバナラヌ。假令蘇
聯が同盟側ニ付フトシテモ海軍ノ考ガカクナル以上日米衝突大ハ

No. 3

極力回避セネバラヌ。

日米交渉、始マルヤ、最初ハ陸海軍共熱心ニ其成立ヲ希望シテ。

シカシ八月、陸軍、熱意ハ次第ニ少クナリ。カカル際ニモ海軍
（意ハ依然トシテ変ラナク、海軍中堅以下ハ折次ニ硬シク指節トシテ、再ニシテ、首脳部
首脳部ニ質スト首脳部ハ何時モ事モ無テニカカル旨動ハシラ

鎮圧スルト云フ。連絡會議ニ於テ軍令部總長ハ「米國トハナラ
何カ戰、自信ハアル、シカシ蘇聯ガ加ハリ北ニモ南ニモ作戰スルトナラ

トニナルト確信ハナシト明言シテ。

Ref Doc 1579

十月ニ入り内閣總辭職、直前ニモ海軍首脳部、壯ハ依然交
渉繼續論デアツテ。只陸軍ト關係部内、關係カラ表面ニ之
ヲロシマズ、首相一任ト云フ形ヲ執ツテ過ギテデアル。

第三、物資關係テアル。物資殊ニ軍需、英米依存ハ我が大
弱点デアワテ、之ヲ脱却スルコトノ可能性ニ就テハ第一次近衛内閣
當時カラ屢々企畫院ニ命ジテ調査研究セシメテ、デアルガ、其結果
ハ何時モ「不可能」デアツテ。

日米交渉ニ項目ル日米通商關係、正常化及南西太平洋
ニ於ケル經濟活動トイフコトモ、ソノ主ナル目的ハ是等物資ノ獲得
ニツタト云ヒ得ル、デアル。然ルニ交渉進行途上ニ於テ資産凍結
令ノ發動アリ、是等物資ノ獲得補給ガ全然不可能トナツテ、
問題ハ更ニ切實サヲ加ヘテ、僅ニ推移スレバ我が貯藏物資
漸減シ所謂「食」状態トナル。即チ對米開戦ハ一刻モ早キラ
可トストハ主戰論者、主張、根本的ナル理由デアツテ。

No. 4
此軍需物資、テリ食状態ニ陥ルコトヲ防ガ爲メ日米交渉
成立ニ依リテ物資獲得ヲ自由ナラシムルカ、國內生産ヲ増強シテ
少クとも軍需ヲ充足セシムルノ外ナシ、デワテ、政府ガ日米交渉ノ

Ref doc 1579

成立ヲメニ熱意ヲ傾注シテ理由、重ナルツハ茲ニモアツタリテアル。

日米交渉愈々逼迫セル際、更ニ企画院總裁ニ命ジテ調査

セシメテ所シ報告ハ問題ハ石油ヲケテ其他ノ物資ハ何ナルコト

石油ニシテモ人造石油事業ニ貳拾億圓ヲ投ジテ擴張スルハ昭和十

八年末ニ六十五萬噸、昭和十九年中ニ三四百萬噸ハ生産シ得ル見込

アルト必是テ又輸送ノ關係モアリ、第一年ニ於テ三十萬噸、第二年

ニ於テ百五十萬噸位ヨリ期待デキズ、五百萬噸ニ達スルハ五六年ヲ

要スルモノト思ハナケレバナラヌトコトデアツタ。

即チ武カヲ行使スルモ、早急ニハ我所要量ノ石油ヲ獲得出来

ズ却テ人造石油事業ノ擴張増産ニ依リ軍需物資ノチリ貧狀

態ニ陥ルコトヲ防グトイフ目的ガ略達シ得ラレルトイフコトガ明ニサレ

タリテアツタ。

九月六日、御前會議決定ハ日米交渉が十月下旬頃ニテワテモ尚不

我々要ホヲ貫徹スル目途ナキ場合「直ニ對米(英蘭)開戦ヲ決

意」トアルノダカラ交渉成立ノ「目途アリ」トシテ開戦ノ決意ヲナサヌコ

トモ差支ナク又開戦ノ決意ハシテモ「開戦」トハ無イノテアルカラ、若

シ日米交渉が不成立ニ了ツタトシテモ經濟斷交、濫戦等ヲシテ行

フコトモ出来ルノテアル、事實政府ニ於テハ已ムコト得ザル場合ハ斯クシテ

除クニ第三段ノ方策ヲ講ジヨウト、考モアツタリテアル。

然ルニ主戰論者ハ能近軍需物資チリ貧論ヲ振り廻シテ讓リ

ナカツタリテ、鈴木企画院總裁ニ對シテ國內生産ノ增強ニ依ッテ石油

其他軍需物資チリ貧ノ所ギ得ルモノナラバ假令何十億ノ資金

テモ投ジテ國內生産設備ノ增強ヲ圖ルベキテアル、ソノ物資ノ爲ニ對

米英戦爭トイフカ如キ大犧牲ヲ拂フコトハ如何ニモ馬鹿々々シイ

No. 5

Ref Doc 1579

デハナイカト言フト、鈴木總裁、答ハシテ、其通リ、我が開戦ハ國內政
治、デスカラトイフコト、デアツタ。間モ、ナリ、内閣、總辭職トナリ、總テ、終
ツテ、デアル。

是ハ、後日、リコト、デアルガ、東條内閣ガ、愈々、大東亞戦争ニ突進ス
ル直前、十一月二十九日ニ、催サレタ、重臣會議ニ於テ、自分ガ、國內生
産ノ、増強ニ依リテ、軍需物資、ナリ、貧状態ニ、陥ルヲ、防グコトモ
可能ニ、非ズヤ、果シテ、然ラバ、必シモ、對米英蘭戦争ヲ、開始スルノ、必
要モ、ナキニ、非ズヤ、經濟斷交、甚戦争ヲ、ナシテ、進ミ、後圖ヲ、策スル
ハ、如何ト、質問シタルニ、對シ、東條内閣ハ、内閣成立以後、今日ニ至ル
迄、其点ニ、集中ニ、檢討シタリ、デアルガ、經濟斷交、甚戦争ヲ、ナシテ、
行ツテ、デア、結局、ナリ、貧状態ヲ、陥ルヲ、免レズトイフ、結論ニ、達シタリ、
愈々、及、開戦ニ、決定シタリ、次第、デアルト、答辯シタリ、デアツタ。

東條首相ハ、ナリ、貧ハ、免レズト、言ヒ、鈴木總裁、ナリ、貧ヲ、防キ、得ルト
言フ、デア、ルカラ、何レ、カ、一方ハ、嘘ヲ、言フ、コト、ニナル。鈴木總裁、開戦
ハ、國內政治、デア、ルノ、一言、ナカ、ナカ、含蓄、アリト、言ハ、ナケ、レ、バ、ナラヌ。
以上、述、ブルガ、如キ、三ツ、理由、ニ、ヨリ、余ハ、半歲、間、隱忍、ス、隱忍、ス、ヨ、重
ネ、且、世ノ、批難、攻撃、ヲ、モ、顧ミ、ズ、執拗ニ、日米交渉ヲ、繼續シタリ、デア
ル。
以下、四月、以來、交渉經過ノ、概要ヲ、述ベ、ヨウ。

No. 6

Ref Doc 1579

昭和十五年十二月頃カラ米國カソリック最取高學校「メリー
ル」ビニヨップ「ウォルシユ」同事務總長ドラフト米國政府郵務
長官ウォーカー氏等陸軍省軍務局、山崎大佐、井川忠
雄氏等トの間ニ日米國文調整ノ話合ガ内々進メラレテ中ヲガ
翌十六年四月ニ入ツテ、話合ハ兩國政府ニ於テ之ヲ取上ケル
氣運ガ熟スルニ至ツタ。ユヨニ記憶スベキハ最初カラ話ヲ進メテ
キタ人達、個人的關係カラ米國側デハ大統領自身トハル國務
長官、日米側デハ野村大使ト華府日本大使館、陸海軍
武官府ガ夫々内面的ニ連絡ヲトリ事柄ヲ承知シテ中々トイフ
コトデアル。

先ヅ四月八日米國側カラ第一次試案、提示ガヤリ、之ニ日本側
ガ檢討ヲ加ヘテ第二次試案ヲ作ツタ所、愈々四月十四日、十六日、兩
度ニ互ワテハル長官、野村大使ヲ招キ此問題ニ関スル最初ノ會
談ヲ行ツタ。此時ハル長官ハ從來、民間會談ヲ大使長官間、
非公式會談ニ移シ前記第二次試案ヲ基礎トシテ交渉ヲ進メテ
宣シ旨ヲ言明シ、就テハ先ヅ日本政府ノ訓令ヲ得ラレタト申出タ
テアル。

No. 7
此重大ト申出ト交渉基礎タルベキ案、内容（日米諒解案
ト假稱サレタ）盛ツタ野村大使、電報ハ四月十七日午後カラ十八
日朝ニカケテ東京、本省ニ到着シタ。折モ松岡外相ハ訪歐ヲ終
ヘテ歸途西比利亞ニツク、デ大橋次官ハ十八日午前十一時閣議
中、余ニ第一報ヲ齎シ、刻四時半電報、解讀ヲ待ワテ寺崎
アメリカ局長ヲ伴ヒ再ビ余ヲ官邸ニ訪ネタ。

Ref Doc 1579

左ニ諒解案、全部ヲ掲ゲシウ
西國諒解案

日本國政府及米國政府、兩國間、傳統的友好關係、
回復ヲ目的トスル全般的協定ヲ交渉シ且之ヲ締結セン
ガ為ニ茲ニ共同責任ヲ受諾ス

兩國政府、兩國國交、最近、疎隔、原因ニ付テハ特
ニ之ヲ論議スルコトナク、兩國民間、友好的感情ヲ惡
化スルニ至リタル事件、再発ヲ防止シ其不測、發展ヲ制
止スルコトヲ衷心ヨリ希望ス

兩國共同、努力ニ依リ太平洋ニ道義ニ基テ平和ヲ
樹立シ兩國間、懇切ナル友好的諒解ヲ速ニ完成スルコ
トニヨリ文化ヲ覆被セントスル悲シムヘキ混乱、脅威ヲ一
掃センコト若シ其、不可能ナルニ於テハ速ニ之ヲ擴大
セシメザランコトハ兩國政府、切實ニ希望スル所ナリト
ス

前記、決定的行動、為ニハ長期、交渉ハ不適當
ニシテ又優柔不斷ナルニ鑑ミ茲ニ全般的協定ヲ
成立セシムル為兩國政府ヲ道義的ニ拘束シ其、
行為ヲ規律スベキ適當ナル手段トシテ文書ヲ作成
スルコトヲ提議スルモノナリ

右、如キ了解ハ之ヲ緊急ナル重要問題ニ限局
シ會議、審議ニ讓リ後ニ適宜兩國政府間ニ於
テ確認シ得ベキ附隨的事項ハ之ヲ含マズニスルヲ

def doc 1579

適當トス西國政府間、關係ハ左記、諸点ニ付事能ハラ
明瞭ニシ又ハ之ヲ改善シ得ルニ於テハ著シク調整シ得ベ
シト認メラル

一、日米兩國、抱懷スル國際觀念並ニ國家觀念

二、歐洲戰事ニ對スル兩國政府ノ態度

三、支那事變ニ對スル兩國政府ノ關係

四、太平洋ニ於ケル海軍兵力及航空兵力並ニ海運
關係

五、西國間、通商及金融提携

六、南西太平洋方面ニ於ケル兩國ノ經濟的活動

七、太平洋、政治的安定ニ関スル兩國政府ノ方針

前述事情ニヨリ茲ニ左記ノ了解ニ到達シテ右ノ了解ハ米
國政府、修正ヲ經ケル後日本國政府、最後の且公式決定
ニ依ツベキモノトス

一、日米兩國、抱懷スル國際觀念及國家觀念日米兩國政府ハ相

互ニ其ノ對等、獨立國ニシテ相隣接スル太平洋強國タルコトヲ承

認ス兩國政府ハ恒久ノ平和ヲ確立シ兩國間ニ相互ノ尊敬ニ基テ

信頼ト協力、新時代ヲ劃サンコトヲ希望スル事實ニ於テ兩國

間一致スルコトヲ闡明セントス

No. 9.

Ref doc 1545

西國政府ハ各國並ニ各人種ハ相據リテ一絃一字ヲ爲シ
等ニク權利ヲ享有シ相互ノ利益ハ之ヲ平和的方法
ニ依リ調印シ精神の並ニ物質的ノ福祉ヲ追求シ之ヲ
擁護スルト共ニ之ヲ破壊セサルベキ責任ヲ容認スル
コトハ兩國政府ノ傳統的確信ナルコトヲ聲明ス
兩國政府ハ相互ニ兩國固有ノ傳統ニ基ク國家觀念
及社會的秩序並ニ國家生活ノ基礎タル道義的原
則ヲ保持スヘク之ニ反スル外來思想ノ跳梁ヲ許容セ
サルノ鞏固ナル決意ヲ有ス

二 歐洲戰爭ニ對スル兩國政府ノ態度

日本國政府ハ樞軸同盟ノ目的ハ防禦的ニシテ現ニ歐
洲戰爭ニ參入シ居ラサル國家ニ軍事の連衛關係
ノ擴大スルコトヲ防止スルニ在ルモノナルコトヲ闡明ス
日本國政府其ノ現在ノ條約上ノ義務ヲ免レントスルガ
如キ意思ヲ有セス尤モ樞軸同盟ニ基ク軍事上ノ義
務ハ該同盟締約國獨逸ガ現ニ歐洲戰爭ニ參入シ
居ラサル國ニ依リ積極的ニ攻撃セラレタル場合ニ於テ
ノ之ヲ發動スルモノナルコトヲ聲明ス

米國政府ハ其ノ歐洲戰爭ニ對スル態度ハ現在及將
來ニ於テ一方ノ國ヲ援助シテ他方ヲ攻撃セントスルガ如
キ攻撃的ノ同盟ニ依リ支配セラレサルベキコトヲ闡明ス
米國ハ戰爭ヲ嫌惡スルコトニ於テ牢固タルモノアリ從テ
其ノ歐洲戰爭ニ對スル態度ハ現在及將來ニ互リ專
ラ自國ノ福祉ト安全トヲ防禦スルヲ考慮ニ依リテノ之

No. 10

Doc 1579

決セラルベキモノナルコトヲ聲明ス

三、支那事変ニ對スル兩國政府ノ關係ニ對シテ
米國大統領ガ左記條件ヲ容認シ且日本政府ガ之ヲ
保障シタルトキハ米國大統領ハ之ニ依リ蔣政權ニ對
シ和平ノ勸告ヲ爲スベシ

A. 支那ノ獨立

B. 日支間ニ成立スベキ協定ニ基ク日本國軍隊ノ支那
領土撤退

C. 支那領土ノ非併合

D. 非賠償

E. 門戶開放方針ノ復活但シ之ガ解釋及適用ニ関
シテハ將來適當ノ時期ニ日米兩國間ニ於テ協議
セラルベキモノトス

F. 蔣政權ト汪政府トノ合流

G. 支那領土ヘノ日本ノ大量的又ハ集團的移民ノ自制
H. 滿洲國ノ承認

蔣政權ニ於テ米國大統領ノ勸告ニ應ジタルトキハ
日本國政府ハ新ニ統一樹セラルベキ支那政府又ハ該
政府構成スベキ分子ヲシテ直ニ直接ニ和平交渉ヲ開
始スルモノトス

日本國政府ハ前記條件ノ範圍内ニ於テ且善隣友好
防共共同防衛及經濟提携ノ原則ニ基キ具體的

和平條件ヲ直接支那側ニ提示スベキモノトス

四、太平洋ニ於ケル海軍兵力及航空兵力並ニ海運關係

No. 11

A. 日米兩國ハ太平洋ノ平和ヲ維持セシムコトヲ欲スルヲ以テ相互ニ他方ヲ脅威スルガ如キ海軍兵力及航空兵力ノ配備ハ之ヲ採ラザルモノトス右ニ関スル具體的ノ細目ハ之ヲ日米間ノ協議ニ讓ルモノトス

B. 日米會議妥結ニ當リテハ兩國ハ相互ニ艦隊ヲ派遣シ儀禮的ニ他方ヲ訪問セシメ以テ太平洋ニ平和ノ到來シタルコトヲ示カモノトス

C. 支那事變解決ノ緒ニ着タルトキハ日本國政府ハ米國政府ノ希望ニ應ジ現ニ就役中ノ自國船舶ニシテ解役シ得ルモノヲ速ニ米國トノ契約ニ依リ主トシテ太平洋ニ於テ就役セシムル様斡旋スルコトヲ承認ス但シ其ノ噸數等ハ日米會談ニ於テ之ヲ決定スルモノトス

五. 兩國間ノ通商及金融提携

今次ノ了解成立シ兩國政府之ヲ承認シタルトキハ日米兩國ハ各其ノ必要物資ヲ相手國ガ有スル場合相手國ヨリ之ガ確保ヲ保證セラルルモノトス又兩國政府ハ當テ日米通商條約有效期間中存在シタルガ如キ正常ノ通商關係ヘノ復歸ノ爲適當ナル方法ヲ講ズルモノトス尚兩國政府ハ新通商條約ノ締結ヲ欲スルトキハ日米會談ニ於テ之ヲ考究シ通常ノ慣例ニ從ヒ之ヲ締結スルモノトス兩國間ノ經濟提携促進ノ爲米國ハ日本ニ對シ東亞ニ於ケル經濟狀態ノ改善ヲ目的トスル商工業ノ發達及日米經濟提携ヲ實現スルニ足ル金ヲクレジットシテ供給スルモノトス

六、南西太平洋方面ニ於ケル兩國ノ經濟活動

日本ノ南西太平洋方面ニ於ケル發展ハ武力ニ訴フルコトナク平和的手段ニ依ルモノナルコトノ保障セラレタルニ鑑ミ日本ノ欲スル同方面ニ於ケル資源例ヘバ石油、護謨、錫、ニッケル等ノ物資ノ生産及獲得ニ関シ米國側ノ協力及支持ヲ得ルモノトス

七、太平洋ノ政治的安定ニ関スル兩國ノ方針

A. 日米兩國政府ハ歐洲諸國が將來東亞及東西太平洋ニ於テ領土ノ割譲ヲ受ケ又ハ現在國家ノ併合等ヲ爲スコトヲ容認セハルベシ

B. 日米兩國政府ハ比島ノ獨立ヲ共同ニ保障シ之が挑戰ナクシテ第三國ノ攻撃ヲ受クル場合ノ求援方法ニ付考慮スルモノトス

C. 米國及南西太平洋ニ對スル日本移民ハ友好的ニ考慮セラレ他國民ト同等無差別ノ待遇ヲ與ヘルベシ

日米會談

A. 日米兩國代表者間ノ會談ハ「ホノルル」ニ於テ開催セラレベク合衆國ヲ代表シテ「ルーズベルト」大統領、日本ヲ代表シテ近衛首相ニ依リ開會セラルベシ代表者數ハ各國五名以内トス尤モ專門家書記等ハ之ヲ含マズ

B. 本會談ハ第三國「オバガーバー」ヲ入レザルモノトス

C. 本會談ハ兩國間ニ今次了解成立後成ルベク速ニ開

Ref Doc 1579

No. 14

催セラルベキモノトス(本年五月)
D. 本會談ニ於テハ今次了解ノ各項ヲ再議セズ西國政
府ニ於テ豫メ取極メタル議題ニ関スル協議及今次
了解ノ成文化ニ努ムルモノトス具體的議題ハ西國政
府間ニ協定セラルルモノトス

附則

本了解事項ハ西國政府間ノ秘密覺書トス本了
解事項發表ノ範圍性質及時期ハ西國政府間ニ
於テ協定スルモノトス(了)

二

問題ノ重要性ニ鑑ミ、余ハ即夜八時カラ、政府統帥部
連絡會議ヲ招集シタ。政府カラ首相、内相、陸相、海相
ノ外ニ大橋外務次官、統帥部カラ參謀總長、軍令部
總長出席シ、陸海兩軍務局長、内閣書記官長モ
臨席、米國ノ提案ヲ議題ニシテ協議シタ。大體ノ意見
ハ左ノ如クデアツタ。

一、コノ米國案ヲ受諾スルコトハ支那事變處理ノ最捷
徑デアル。即チ汪政權樹立ノ成果擧ラズ、重慶ト、直
接交渉モ最近ハ非常ニ困難デアリ、今日ノ重慶ハ
全然米國依存ナル故、重慶トノ交渉ハ米國ヲ仲
ニ入レネバ何トモナラヌトイフ情勢ニ鑑ミレバ、コノコトハ明
ラカデアアル

二、コノ提案ニ應ジ日米兩國ノ接近ヲ圖ルコトハ日米戰爭
回避ノ絶好機會タルコトナラズ、歐洲戰爭ノ世界戰爭

ニ迄擴大スルコトヲ防止シ、世界平和ヲ招来スルコトノ前提ニナルノヲハナイカ

三、今日ノ我國カハ相当消耗ニテナル。一日モ速ニ事変ヲ解決ニテ國力ノ恢復培養ヲ圖ラネバナラズ。一部ニ主張サレテ居ル南進論ノ如キ、今チハ統帥部ニ於テモ準備モ自信モ無クトイフ位ヲ、矢張り國力培養ノ上カラモ一時米ト手ヲ握リ、物資等ノ充實ヲ將來ノ爲メニ必要ガアル。カクシテ大體受諾スベシトノ論ニ傾イタノヲアルガ、ソノ條件トシテ左ノ如キ意見ガアワタ。

一、三國同盟ト抵触シナイトイフコトヲ明確ニスル。之ハ獨逸ニ對スル信義カウ当然ニアル。

二、日米協同シテ世界平和ニ貢獻セントノ趣旨ヲモットハツキリシテハ如何。若シ日米諒解ノ結果、米國ガ太平洋カラ手が抜ケルノデ、ソノ爲メ對英援助ガ一層強化サレルトイフコトニツイテハ、日本トシテハ獨逸ニ對スル信義ニ反スルノミナラス、全体ノ構想ガ低調ニツイテ面白クナイカラ、日米協同ニテ英獨間ノ調停ヲスルトイフ所迄持ツテ行キタイ。

三、内容ガ少シ煩雜ニ過ル。

四、コノ原文ハ舊秩序ニ又復歸スルトイフ感ニシテ與ヘル故新秩序建設トイフ積極面ヲモウカシハツキリ出シ度イ。

五、迅速ニ事ヲ運バナイト漏洩ノ虞ガアル。此意味カラモ外相ノ歸朝ヲ督促スル必要ガアル。

尚此事ヲ獨逸ニ通報スベキヤ否ヤニ就テハ左ノ兩論

Ref Doc 1579

ガマツタ。

一、この種ノ重大ノ問題ヲ信義ノ上カラモ通知セ又譯ニ行カヌ。
少クモ米國ニ返答スル前ニ獨逸ニ通告スベキデアアル。

二、事前ニ通告スレバ獨逸ハ反對スルカモ知レヌ。即チ折角
ノ話ガ出来ルモリモ出来ヤクナル虞ガアルカラ、獨逸ニハ
内密ニシテ話ヲ進メヨウ

三

十八日ノ連絡會議後、陸海軍ト外務省ハ直ニ案ノ
検討ニ着手シタ。此間寺崎アメリカ局長ハ武藤、岡西軍
務局長ト合議ノ上、取敢ヘズ野村大使ニ電報シテ「主義
上贊成」ノ趣ヲ先方ニ傳ヘサセヨウトシタノデアアルガ、大橋次
官ハソノ趣トモニ贊成シナカラ松岡外相ノ歸京ヲ待ツベキデア
ルトミテ之ヲ抑ヘタノデアアル。当、松岡外相ハ二十日漸ク大連ニ
到着シタ。余ハ電話ヲ以テ外相ニ連絡シタ。外相ハ此ノ時
ソノ側近ニ「米國カラノ提案ハ恐ラク莫斯科ニ於テ米國
大使スタインハートニ話シタコトガ實現ニタノデアラウト語
ツタサウデアル。實ノ所外相ハ訪歐ノ往キ歸リ共露都ニ
於テ舊知ノスタインハート大使ト懇談ルニスベルト大統領ニ
之ヲ真ニギヤンフルヲ好ムナラバ此際日本ヲ信じ、日支和平
實現ノ為一役買ツテ出ルコトヲ勸メサセタノデアアル。又、コノ事
ハ四月八日附ヲ以テ余ニモ電報シ、秘カニソノ成果ノ上ルコト
ヲ期待シテ并タト見ラレル節ガアル。外相ノ歸京ハ天候
ノ為一則遅ビ、四月二十二日トナツタ。余ハ自ら外相ヲ出迎

No. 16

No. 17

ref doc 1579

へ三井飛行場へ赴いた。感情一人一信織細ナ外相ニハ米
國案ヲ最初ニ見セル時ガ特ニ重要ナリトシ。余自ラ歸路
ノ自動車ノ中ニテ之ヲ説明スル心組ガツタノデアアル。

所ガ外相ニ宮城ニ重橋參拜ノ豫定ガアツタノテ余ノ代
リニ大橋次官ガ外相ト同乗。コノテリケートナ役ヲ仰セ付カ
ツタノデアアル。果シテ松岡外相ハ非常ナ不機嫌ヲ若シド興味
カナイ様ナ態度デアツタトイフコトデアアル。

外相歸着後同夜直ニ連絡會議ガ開カレタ。此會
議席上外相ハ滔々トシテ訪歐ノ氣焰ヲ上げ、問題
ガ肝腎ノ米國案ニ移ルヤ日印奮ノ色ヲ示シテ獨逸
トノ信義ノ問題ヲ特ニ強調シ。又本提案ハ米國ノ
悪意七分善意三分ト解スルトテ、前大戰中米國
ハ石井ランシング協定ヲ結ンテ太平洋ノ後顧
ノ憂ヲ除キ自ラ參戰シ、日本ニ散々傷カセナ
ガラ戦争ガ濟ンタラ之ヲ破棄シタ例ヲ上げテ
論ジ、免ニ角コノ問題ハ二週間位考ヘサセテク
レト、十一時一人テ先ニ退出シテシマツタ。

會議ハ其後夜半零時半迄續行、外相
ハアノ言フケレドモ、問題ハ出来ル限り促進シ
ヨウト申合セタノデアアル。

(次頁ニ續ク)

1. 1941年11月17日 東京 外務省 資料

ales doc 1579

翌二十三日夜、余ハ外相ヲ唯一人日本間ニ招イテ懇
 談シテ所、外相ハ前日ヨリ稍冷靜ヲ取戻シテキタガ、
 「暫ク改羅巴ノコトヲ忘レテカラ判断サセテ貰ヒタイ」
 ト言フニ止ツタ。陸海軍首脳部ノ間ニハ外相ニ対
 スル反感が高マリ、中ニハ外相ヲ更迭シテモ断行スヘシ
 ト意氣マク者モアツタガ、余ハ外相ノ複雑ナ性行ニ鑑
 ミ、暫クソノ言フ通りニ任セテ置クヨリ外致方ナイコトヲ知
 ツテキタ。翌日カラ余ハ風邪ノ爲病状、五月一日迄荻
 窪ニ引籠モレバ、外相モ殆ド時ヲ同ツシテ病氣休養
 ノ日ヲ送ツタデアル。コノ間、武藤、岡陸海軍之務
 局長ハ兩人同道ニ或ハ別ニニ屢々外相ヲ討テ、
 何トカミテ外相ノ氣持ヲ和ゲ、一日モ速クニ米國ニ
 回答ヲ送ル運ビトナスベク努クシタデアツタガ、或ハ
 病氣ヲ口實トシ、或時ハ回答文案ノ内容ニ付異
 議ヲ唱へ、仲々外相ヲ動カスコトハ困難デアツタ。

四

No 18

然シテガラ表ニ現ハレタ言動如何ニ拘ラス、日米問題
 ノ取扱方ニ関シ外相ガ秘カニ腐心シテオタコトハ否ム
 ベクモナカツタ。病床ニアツテ米國ノ原案ト、陸海
 外事務當局ノ作ツタ修正案ヲツブサニ検討シ、更
 ニ之ニ大修正ヲ加ヘテキタ。カクシテ五月三日、漸クオ
 三回連絡会議開催ノ運ビトナツタ。

Ref Doc 1579

會議ハ外相調整ノ修正案ヲ大体承認シタ。

ソノ修正ノ主ナル點ハ「四諒解項目ノ「太平洋ニ於ケル海軍兵力及航空兵力並海運關係」ヲ削除スルコト、

「改洲戰爭ニ對スル兩國政府ノ態度」ノ項ニ於テ日

米兩國ニヨル莫獨調停ノ新シク條項ヲ入レルコト、

三國條約上ノ義務ヲハフキリサセラルコト、支那事變ノ

和平條件ノ公表ヲ差控ヘルコト、武力南進ヲセスト

イフ日本ノ確言ヲ削除スルコト、日米會議ニ關スル取極

メヲ削除スルコト等デアッタ。

コノ修正案ヲ即刻米國側ニ傳達スベキデアルトノ

意見ガ支配的デアッタニ對シ松岡外相ハ先ツ該

ミトシテ中立條約ノ締結ヲ米國ニ提議スルコトヲ

主張シテ讓テ結局外相ノ意見ニ從フコト、ナッタ。

次ハ此問題ヲ獨逸ニ通告スベキカ否カノ問題デアッタ。

之ヲ異議ガアツタガ、外相ハ自己ノ外交手腕ニ信頼

セヨト強ク主張シ、之亦外相一任ニ決シタ。

散會後、外相ハ野村大使宛ニ通、訓電ヲ発シ、

一ハ對米中間回答デアツテ、外相カラハル長官宛イオ

ーラル・ステートメントノ形ヲトツタモノデアツタソノ

内容ハ、獨伊指導者ハ最早勝敗ノ數明カナリトノ自信

ヲ持ツテキルコト、米國ノ參戰ハ徒ラニ戰爭ヲ長期化

セシメ文明ノ没落ヲ齎スコトヲ論ジ、日本ハ同盟

國獨伊ノ地位ヲ些少タリトモ毀損スル能ハズト強

No. 20

Ref Doc 1579

調シタモノデアッタ。今一ツノ電報ハ、

野村大使即席、思付トシテ、簡單明瞭ナ日米中立條約ヲ提議シテ見ヨトノ訓令デアッタ。

翌五月四日、外相ハ、帰朝奉告參拜、及西下シ

タガ、ソノ留守中、坂本政重局長ヲ独伊内大使ノ

許ニ遣ハシ、米國カラ日米國交調整ノ秘密提案ノ

アッタコト、之ニ對シテ右ニ述ベタヤウナ中間回答ヲシタ

コト、又中立條約ヲ提議シタコトヲ絶対秘密トシテ通

告シタ。更ニ外相自ラ帰京後、五月六日、独逸大使ノ訪

向ヲ受ケタ際、リッペンントワッポ外相ニ意見ガアレハ、承リ

タイ「ト申入レ、米國ノ悪意ヲ逆用ニテ日支事變ヲ

解決スルコトハ、結局独逸ノ及ニモ有利デアラウ」ト述

ベタノデアアル。

一オ、米國ニ於テハ野村大使以下、日本側回答邊

延ニ焦慮ノ色ヲ濃クシテキタ所、松岡外相クラノ

中間的訓令ガ届イタノテ、大使ハ七日、公長官ト會

見、中立條約ニ就テサウシテ見タ。所ガハルハ全然

問題ニシナイ。大使ハ其後、米國政府首腦部ノ意

向ヲ内偵サセ、タ所ヲヨリテモ、中立條約ハ諒解成立

後ナラハ未ダシモ、コノ段階ニ於テハ到底問題ニナラナイコト

ヲ確メタノデアアル。又オーラル・ステートメントモ先方感

情ヲ悪化サセルコトヲ虞レテ文書ヲハルニ手渡サナクッタノ

ミナラス、ソノ全部ヲ讀台トモ差控ヘタノデアアル。

Handwritten notes in the left margin, including the name '山本' (Yamamoto) and other illegible characters.

No. 21

Ref doc 1579

ハルハニノ会談ノ際、彼トミテハ珍シイ程語氣ヲ強メテ、
 一日モ早ク交渉ソノミノ開始オヲ督促シタトイハレル。
 カクテ松岡外相ノ試案ハ何等效ヲ奏セス、一オ米國
 ノ情勢ハ國防法案ノ成立、コンボイ問題ヲ中心ニ
 ミテ急テニホニ困難化シテ行ツタ。野村大使カラハ
 本國ニ向ツテ再三再四回答ヲ促シ来ツタ。又在華
 府陸海軍武官府デハ、松岡外相ノヤリオヲジ
 エスニアリ外交ナリトシテ、之ニ対スル相当露骨ナ
 反対ノ空氣ヲ本國ニ傳ヘテ来タ。サウカト思フ
 伯林ノ大使館付武官カラハ、「確カナ筋カラ南イタ所
 ニョルト、米國ト交渉ヲヤツテサウデアルガコレニハ
 方絶対反対デ、場合ニヨツテハ總退却ノ覺悟ガアルト
 陸相ノ許ヘ電報シテ来タ。独伊ニ通告シタ一余波
 ト見ルヘキデアラウ。

五

事態ハ漸ク紛糾複雑ノ度ヲ加ヘテ来ルニツレ、
 係閣僚ノ動キモ活澆ニナツテ来タ。五月八日、外相
 ハ陸下ニ拜謁シ、「米國參戰ノ場合ハ日本ハ當然
 独伊側ニ立タザルベカラズ、然ル時ハ日米國交調
 整ニ總テ畫餅ニ帰スルコトナリ。何レニセヨ米國
 問題ニ專念スルノ余リ独伊ニ村スル信義ニ恃ル如キ

des doc 1529

コトアリテハ、骸骨ヲ乞ヒ奉ル、外ナシト奏上シテ、
翌九日、外相自身、余ヲ訪ネテ、報告テ、
同夜、余ハ極秘裡ニ陸海兩相ヲ萩窪ニ招キ、外
相ノ態度ニ對スル善處方ニツイテ懇談シテ、又米
國參戰ノ場合我國ノ執ルベキ態度、独逸クラ反
對或ハ修正ノ意思表示ガアツク場合ノ處置方法等
ニ関シテハ、今後陸海軍ニ於テ緊密ニ連絡ヲトル
コトヲ打合セタ。

翌五月十日、余ハ拜謁仰付カルト、陛下ハ極メテ御
憂慮ノ御面持ニテ、前日外相ノ奏上内容ヲ次ノ如
ク余ニ御話ニ遊バサレタ。即チ米國ガ參戰スレバ
日本ハミニガホールヲ撃テサルベカラス、又米國ガ參
戰スレバ長期戰トナル結果、独蘇衝突ノ危険アルヤモ
知レス、ソノ場合ハ日本ハ中立條約ヲ棄テ独逸側ニ立
チ、イルスクヲ位迄ハ行カサルベカラス、トイフノテアル。余ハ
外相ノ奏上ハ最悪ノ場合ニ於ケルツノ構想ナルコト、
又次ニ之ガ外相ノ考ナリトスルモ、事ノ決定ニハ軍統帥ニ
參加シ、閣議ニモ諮ルコトナレバ、御軫念ニ及バサル旨申
上ゲタ。コノ機会ニ余ハ、當面オノ問題タル支那事
變處理ノ多クハ米國ヲ利用スル以外ニ途ナク、從
ツテ今日ノ米國提案ハ絶好無ニ、機会ナルガ故ニ速
ニ之ヲ進行セシメン所存ナルモ、オノ独逸ガ不同意ヲ
表明シ来リタル場合、オニ修正案ニ米國ガ再修正ヲナ

No. 22

def doc 1579

シタル場合、オ三日米諒解ハ成立セルモ米國が參戰シ
タル場合ニ起リ得ヘキ國內ノ意見村立、更ニ廣クハ國論ノ分
裂ニ就テ詳細御説明申上ゲ、余トシテハ能ク限リ円満
ニ事ヲ運ブベキモ、尙且不可能ナル場合ニハ非常ノ手段
ヲ用フル要アルヤモ知ズト決意ヲ披瀝シ奉テタレド
陛下ニ、委ク御納得アリ、ソノ方針ニテ進ムベシトノ
御言葉ヲ賜フ。余ハ木戸内府トモ會談シテ、訪
改後ノ外相ハ余リニ議論ガ飛躍的ニテ、陛下ノ御
信任ヲ失ヒ、現ニ八日ノ外相拜謁後内府ニ村ニ外
相ヲ取代ヘテハ如何ト御言葉スラアツタトイフニトテ拜
承ニタノデアリ

六

1523

向題ノ独逸カラノ回答ハ到着セズ、コノ間外相ハ余
ガ陸海軍側カラノ督促ニ村ニ一日又一日ト村米回
答一五月三日決定ノ日本修正案ノ提出ヲ延バシテ未
テキヲ結局五月十四日行ハレル豫定、米國大統領
ノ演説ニ間ニ合ス必要ノ爲、独逸カラノ回答未着
ノマ、十二日正午ヲ期シテ、前日打電ニテアツタ日本側
修正案ニ依テ交渉ヲ開始シテ差支ナシトノ訓令ガ
野村大使向ケテ發セラレタノデアリ。

野村大使、新到着ヨリ訓令ニ基イテ、五月十
日（日本時間十二日）十二日丙度ニ返答シ、長官ヲ訪

向シ、日本修正案ヲ提示説明スル所ガアツタ。松岡外相
 ハ十三日、再ビハル長官ニメウセシヲ送り、日本ガ村米会
 談ヲ決意シタ所以ノモノハ、一ニ米國ガ欧州戦争ニ參
 加ニナイクト、二ニ米國ガ速ニ蔣介石ニ村日和平交渉
 開始ヲ勸告スルコトニ同意スルコト。此ニツテ前提トス
 ルコトヲ強調シタ。ハル長官ハ野村大使ニ村ニ目下
 進行中ノ日米ノ話合ハ未ダ或ル基礎ノ上ニ行レル
 ネゴニエーシニテハナク、非公式ナ自由ナトリークテアルカ
 ラ、何デモ胸襟ヲ開イテ語り合ハウト促シ、大使カラ
 手交セタ日本側修正案ニ関シテハ、日本側ガ武力
 南進ヲシナイトイフ保障ノ條項ヲ削除シタコトニ村
 シテハ少カラズ疑惑ノ色ヲ現シ、支那事變ノ項ニ村ニ
 テモ特別ノ關心ヲ示シテ種々復同ヲシタノテアル。又コノ
 向題ニ関シテハ、^{英國モ}渡リヲツケネバナラヌト注目スヘキ意見
 ヲ漏シタ。米國之内ノ事情ハ決シテ日本トノ会谈ヲ
 容易ナラシメルモノテナイクトヲモ説明シ、仲々慎重ナ態
 度ヲ持スルコトヲ示シタノテアル。ノミナラス、十四日ニ行ハ
 レル筈テアツタ大統領ノ演説モ(二十九日迄)延期ト
 ナリ、又コノホイノ向題ヲ繞ッテ議論沸騰シ、米
 國モ内外情勢ヲ押サレテ容易ニ態度ヲ決シ兼ねテ
 平ル様子ガ窺ハレタ。何レニシテモ日本側ノ期待ニ反シ、
 米國カラノ回答ハナカナカ来ナカツタノテアル。

松岡外相がア程村米回答ヲ遅延サセタノモ独逸カラ
 一回答ヲ待チタカワタカラテアル。結局ソノ努力モ空ニシテ
 遂ニ待チ切レナクナリ。五月十二日村米回答ヲ訓令
 シテ直後ニテ独逸ノ回答ガ到着シタリ。ソノ回答ノ
 要旨ハ、日本トノ交渉ヲ因ラウトスル米國ノ同意ハ之依
 ツテ并独参戦ニ邁進シヨウトイフ。テアラウカラ、日本政府
 ニ於テハ、(一)米國ノ行ツテキル警戒又ハ護送ニ故意ニ戦
 争ヲ激発スル行初ト認め、從ツテ必然的ニ日本ヲ参戦
 ニ至ラシムルニト。(二)米國ガカカル行初ヲ差控レバ、米國
 提案ヲ研究スル用意ノアルニトヲ明示サレタイトイフ。テ
 アツカ、尚本件ガ三国條約ニ及ボス影響者ニ鑑ミ、最
 終的回答發送ノ場合ハ、事前ニ意見ヲ徴セラレタイト結
 ニテアツカ、伊太利政府カラハ右独逸ノ回答ヲ以テ伊ノ回答
 ト見テ頂キタイト申越シテ来タリ。

續イテ五月十九日、大體豫想サレタ所テハアツカ、
 オット大使ハ独逸回答ヲ待タナイテ村米回答ヲ之
 タコトニ對シ本國政府ノ不滿ヲ申入レテ来知ソレニ依
 リハ、三国條約^個が他國ト結ブ條約ハ、凡テ三国條
 約國戰線ヲ弱化サセムノ事ト暗ニ日米交渉ニ對ス
 ル原則的反對ヲ表明シ、少クトモ「英國ト杞軸國ト
 一戰争ニ干渉セザル米國政府ノ義務ト」三国條約

des doc 1579

ヨリ生ズル日本ノ義務」ヲ「明白分明ニ確定」スルコトヲ
 注文ニ、最後ニ「独逸政府ハ今日日米交渉ニ完全ニ
 参與シ米國回答ニ付テ直ニ通報ヲ得度トノ希望
 ヲ主張セサルヲ得ス。日本政府ガ豫メ独逸政府ト
 右重要問題ノ總テニ関シ諒解ヲ遂ゲスニテ米國
 ノ申入ニ聽傾セラレテ向後日本ノ地位ヲ確定スル
 コトハ三國條約關係ニ適合セサルモノナリ」トノ高
 飛車的ノモノデアラフ。同時ニ大島大使カラモ
 連絡的ニ電報ガアリ、独逸首腦者ハ日米交渉
 ニ對シ非常ニ反感ヲ抱イテキルト報告スルト共
 ニ激越ナ調子テ自己ノ反対意見ヲ述ベテ来タリ。

(以下次頁ニ續ク)

Ref doc 1579

東京ニ於テハ五月十五日、二十一日ト連絡會議ガ開催サレタガ、
 情報ト意見、交換ノ程及ヲ出ナカク、唯外相ハ独逸側ノ申
 入カ大島大使カラノ再ニニ直ル意見具申ニ相与影御方サレタ
 模様デ、当初カラノ曖昧ナ態度ハ益々曖昧トナリ、所レカトイ
 ヘバ希望ニ充チタ他、閣僚ニ對シ唯一人對立スル形ガ益ハツキ
 リシテ行ツテ二十一日會議、如キハ、岡海軍軍務局長カラ富
 田書記官長ニ對シ、外相ガカク、如ク異見ヲ立テ、居レバ協
 定成立ノ場合閣内ノ意見ガ割レル慮ガアル、ソノ辺、コトヲ
 豫メ考慮願ヒタイト外相ヘ傳達方申入ガアツタ程デア
 一、外相ハ二十三日、余ト會談シ、陸海軍首腦部ハ、多ク
 ハ独逸ニ不義理ヲシテモ日米諒解ヲ成立サセヨウトシテアルラシ
 イガ、ソナ弱腰デドウナルカト痛烈ナ議論ヲシテ、ソレニ
 三国條約ヲ三條ノ解釈ニ付テモ、假令独逸側カラ米國ノ
 コンポイヲ攻撃シタ場合、モ、コンポイソノモ、ヲ攻撃ト見做
 シテ日本ニ参戰後助ノ義務カアルト、強硬論ヲ持シテ讓ラ
 ナイ、現ニグルー大使ニハ此矣ヲ屢々半ハ五唱的ニ強調シテ
 居リ、又外相ニ依レバ、サラスルコトニヨツテ或ハ米國ノ参戰ヲ阻
 止シ得ルカモ知レナイトイフ、デア、外相ノ見解ニ依レバ、米大統
 領ノ肚ハ、多ク戰ニ定マツテ居ル、デア、ソノ場合ハ日米諒解
 モ、何モアツタモノ、デア、ソノ時今、ヤウテ陸海軍ノ能心、及デ
 ハ國民ガ承知セズ、焼打ガ始マルカモ知レナイ、何レニシテモ日
 本ハ英米カ独逸カ、能心、及ヲ圍明スル必要ニ迫ラレルデア、ウ、
 其時外相トシテハ、飽ク迄モ独逸ト、結合ヲ主張スル決意

No. 27

Ref doc 1579

デアールト論ジエテタ。

最後ニ陛下ノ思召ニ對シテハ、臣下トシテ從フノ外ナレト
アル意味デハ外相ノ出處進退ヲ暗示スル言明モシクテアル。
外相ノ言動カラ推シテ、外相ハ滯留中、何カ重大ナ約束
デモニテ来タノデハナイカト疑ハレル、デアウタガ外相訪独ノ際、會
談内容ニ付テハ外相ノ報告ヲ信ズル外ニ由ナイ次ヲデアアル。ソ
レニヨルト、ヒツトラノ總統モリフペントロフ外相モレンガポール
攻撃ヲ從心通シタガ、何等言頂ヲ取ラレル様ナコトハ言ハナ
カクタイフノデアアル。處が大島大使カラノ電報ニヨリ、外
相ガ松岡外相来独ノ際私見トシテ承リタルシニガポール攻
撃ヲ行ハントスル此意見ハ、全然改メナリタルモト考ヘラ
トアルヲ見レバ、何レガ果シテ真相カトイフ問題ガ殘ル。兎モ爾
米國問題ト独伊ニ對スル至我理ニ狹マツタ外相ノ真意ハ
了解ニ苦シムモ、デアウタノデアアル。

又外相ハ、コノ前後カラ野村大使ニ對スル不滿ト反感ヲ
露骨ニ現ハスヤウニナツテキタ。五月二十三日、余トノ會談ノ
際ニモ、今回ノ提案ホハ米國側カラナサレタモノデハナク、野村
大使カラ提案ホシタモノデアアルコトガ分ツタ。ト憤慨シタ。之ニ對シ
余ハソレガ誤解デアアルコトヲ説イタガ、外相ハ依然トシテ大使
ノ「越權」ヲ難詰シ、又サクトモ外相自身ノスタインハートニ對ス
ル工作ノ結果デハナカッタラシイコトガ分ルニツレ、鬱々タル不滿ヲ
感シテキルヤウデアウタ。更ニ海軍ガ傍受シタ英國大使ハリ
ファックスノ本國政府ヘノ電報ニ依ルト、野村大使ハハル長
官ニ對シテ今回ノ問題ハ日本デハ陛下ヲ初メ奉リ政府陸

No. 28

Defxlac 1579

海首腦悉クソ成五ヲ希望シテナルニ唯一人外相ダケガ反
対テアルト云ツタトイフ、テアル外相ハ之ヲ見テ大イニ怒リ
野村大使ニ宛テ「稍確實ナル情報ニヨル」トシテ右ノコトヲ難
詰シ「即刻國務長官ノ誤解ヲ解ケ」ト電報シテアル野村
大使カラハ折返シ「金ク驚キ入ツケガ全然事實無根テアルト
断言シ」唯ハルノ質問ニ答ヘテ日本テハ外交政策ハ外務大臣
一人テハ決定シ得ナイ意味ノコトヲ言ツタコトハアルト「釋明」返
電ガアツタ之ニ對シ外相ハ「ソレハ結構テアルガ現地ニ於テ尤
様々印象ヲ與ヘテナル者ガアレバ適切ナル處置ヲ執ラレタイ
ト訓電シ」明カニ大使館員外ノ大使周圍ノ人達ニ對スル
反感ヲ表シテキタ。コノ問題ハコレテ納マツタケレドモ外相對野
村大使及「リ側近ノ感情」對スハ今ヤ金ク表面化スルニ
至ツタ「テアル」

九

No. 29
野村大使ハ五月十四日、十六日、二十日、二十一日、二十八日トヒツキ
リナシナル長官ト「和氣靄」ノ裡ニ會談ヲ繼續シテキタ。
毎回時間乃至二時間「オフザリコード」ノ私的會談「デアツタガ
問題ハ常ニ太平洋全域ニ亘ル協定ヲラレタル形式如何、三國
條約支那問題等ノ點ヲ往復シテ余ク進展ノ徴カ見エナ
カツタ」國務長官ノ口調カ種々ノ内情探索ノ結果ニ依ルハ米
國ハ日本ニ果シテ交渉ヲ纏メル意思ガアルカヲ疑フテ居リ殊
ニ松岡外相等強硬論ヲ極力警戒シテナルトイフノが實情ラン
カツタ。大統領ノ爐邊談ハ甚具リ注視裡ニ五月二十七日行ハレタガ日
本ニ直接ラレモ言及セズ支那ニ就テモ輕ク觸レタ程ニア

adfadoc 1579

アツク、日本トノ関係ハ特ニ考慮カ拂ハレタトノ情報モアリ、カレコレ綿合シテ米國ノ慎重ナ態度、反映ト見ラレト同時ニ日本交渉ノ観点カラハ樂觀材料ニ算ヘラレタガ、サウカト思フト二十九日ニワシントンノタイムズヘラルド紙上ニレカゴトリビエーノ中華府特派員ヘシングノ寄セタ日米交渉暴露記事ガ掲載サレタ。ソレニ依ルト、大統領ハ爐邊談話前、議會ノ領袖ヲ招キ、米國ガ対日緩和政策ヲ執リ専ラテ、對独戰ニ専念シヨウトスル政策ヲ漏レタトイフノデアル。ソノ際大統領ハ日本ハ軍部ノ政策ニ対スル財界ノ方面、反対ガ有力化シ、結局ニ三国條約ヲ事實上無ニスル處迄進ムデアラウト語ツタト傳ヘラレタ。東京デハ直ニコレノ記事ヲ差上メタガ、松岡外相ハ寧テ口發表スベシトノ意見ヲ述べ、三十日ニハ日本ノ樞軸外交ノ絶対不動かナコト、平和的南進政策ニモ限及ノアルコトヲ謳ツタ。及談話ヲ發表シタ。

十

No. 30
余ハ六月十三日西下京都、平安神宮ト近江神宮デ豫テノ約束ヲ果シ、十四日朝歸京。翌十七日ニハ南京政府汪主席來訪。二十五日退京スル迄、ソノ方ノ行事、為相等時ガ割カレテナク、テアルガ、此ノ間、二十一日、朝金吾界ヲ震撼セセタ独蘇南戰ノ飛報ガ齎サレタ。折モ折、偶然ニモ米國ノ回答ハソノ一日前、六月二十一日附ヲ以テ野村大使ニ手交サレ、二十四日東京ヘ電報サレタ。テアルガ、内閣ハ今ヤ独蘇戰爭ノトイフ一大事態ノ發展ニ全神経ヲ集中スルノ余儀ナキニ至ツタ。テアル。

Ref doc 1579

松岡外相ハ独蘇南戦ノ報ヲ手ニスルヤ即刻参内拜謁「獨蘇南戦シタ今日、日本モ独逸ト協力シテ蘇聯ヲ討ツベキデアル。コノ為ニ南方ハ一時手控ヘル方カヨイガ早晚ハ戦ハネバラヌ。結局日本ハ蘇聯、米、英ヲ同時ニ敵トシテ戦フコトナルトイフ意見ヲ奏上シタ。勿論閣僚ト諮ラツタ
行方不明外相單獨ノ許ヘ参リ相談セヨト御命ジナリ。同時ニ木戸内府ヲ通ジテ余ヘ外相ノ奏上ノ内意ヲ傳ヘ給フタ。

此命ニ依ツテ外相ハ同夜十時頃荻原注ニ余ヲ訪ネタ。言フ所ハ判然トシナカツタガ、要スルニ外相ハ彼個人ノ且取悪ノ事能心ニ対スル見透ヲ申上ケタモラシイ。余ハ翌五十三日拜謁シ、ソノ旨内説明申上ケテ安心ヲコヒ奉ツタガ、外相ハ「強硬論」ハ果シテ彼ノ見透ニ過ギイモカ、又ハ主張ナノカハツキリセズ。紛糾ヲ畏レタ余ハ宮中カラ書日記官長ニ電話ヲ以テ其日午後開催ノ手筈ニナツテ平タ独蘇南戦ノ為ニ連絡會議ヲ取り敢ズ中止サセタデアル。外相ハ陛下ニ奏上スル外内府ニ対シテモ又一般民向人ニ対シテモ同ジヤウナ言説ヲナシ、種々物議ヲカモスコトナカツタガ、余ヤ内府テイロイロ突ツタ所デハ、外相ノ主張トシテハ「先ヅ蘇聯ヲ討ツベシ。米國トハ戦争ヲ回避スベキモ米國参リ戦ハ曉ニハ之トモ戦ハサルベカラズ」トイフニアルカツタ。外相ノ意見見ハサウデアワテモ、政府トシテ、能ク決スル為余ハ陸海兩相トモ懇心談ヲ遂ゲ別ニ六月二十五日ヲ一回トシテ、

No. 31

Defalac 1579

二十六日、二十七日、二十八日、三十日、七月一日と連続的ニ連絡會議ヲ
開キ、最後ニ七月二日以前會議ヲ奏請シテ是ヨリ蘇聯
ニ對シテ行動ヲ起サナイ旨ヲ決定シタリデアル。

十一

独蘇開戦ニ伴フ日本ノ態度ハ米國ニ於テモ重大関心ヲ
持ツタ所デアツタ。大統領ハ國務長官ニ命ジ、七月四日附
ヲ以テ直接余ニ對シ、日本が對蘇軍事行動ヲ起ストノ情
報ガアガ、之ハ事實ニ反スルトノ確言ヲ与ヘラレマシキヤトノ
メツセ、レジヲ送ツテ来タ。ゴノメワセ、レジハ七月六日、グルー大使
カラ届ケラレタ。之ハ全ク異例ノコトデ如何ニ米國政府ガ松
岡外相ヲ心避シテキルカラ證スルモノデアル。之ニ對シテハ余ハ外
相ト協議ノ末、八日外相カラグルー大使へ、對蘇通牒(七月二
日外相カラスルタノニコフ大使へ手交)ノ寫ヲ渡シテ回答ニ
代ヘ、尚コノ機會ヲ捉ヘテ、「米國ハ眞ニ歐洲戰ニ參ラズ戰スル意
思ガアルノカ」ト逆ニ質問ヲ應酬シタ。米國側ハ内閣總辭
職ノ七月十六日ニ回答シテ来タガ、ソレハ「独逸ニ對スル自衛權
ノ發動ハ当然デアリト断ジ、此際米國ニ拮手傍聽ヲ強フ
ル國ハ武力侵略國ノ一味徒党ト見做スト、痛烈ニテ皮
肉ヲ浴セタモノデアリタ。松岡外相ハ折返シ自衛權ノ無制限
ノ濫用ニ對スル反對ヲ表現シテ余ノ應酬ノ首肯ヲ閉ケタ。
唯外相ハ米國ノメツセ、レジガ直接秘密裡ニ余ヘ傳ヘラレ
タコトニ對シテ、ノカラズ不快ノ能心ヲ示シ、一方グルー大使ハ

No. 32

余ト直接面接が阻止サレタコトニ対スル失望ノ色ヲ隱シ
切レナイモノガアツタ。ソレテカネガネ反對シ合ツテキタ外相ト
クルー大使トノ件ハ益悪クナツテ行ツタデアル。

十二

独蘇南戰ニ伴フ問題カ一應片付クト共ニ米國內問題ハ
之以上ノ遷延ヲ許サズ。又肝腎ノ外相ノ曖昧ヲ能ク
ソノマニ放置スルワケニハ行カナイデ、余ハ七月四日、殊更ニ
書翰ノ形式ヲ以テ之ヲ如ク所見ヲ外相ニ傳ヘタ。即チ
一北方問題解決スル迄ハ南方ニ對シテハ武カ行使ヲナ
サズ。進ニテ米國內國交調整ヲナスベシ。米蘇ヲ同時
ニ敵トスルコトノ困難ニシテ殆ンド不可能ナルコトハ海軍
首腦部、言明スル所ナリ。此見地ヨリ佛印進駐、如キモ出
来得ル之ヲ中止スルヲ可トス。

一 米國內國交調整ヲナス結果獨逸ノ要求ニ對シ満足
ヲ與フル能ハズ。為ニ一時同盟國間ノ感情ニ面白カラサル
暗流ヲ生ズルコトナキヲ保シ難キモ已ムヲ得ズ
一 米國內國交調整ハ

- イ 海外物資獲得ニヨル国力増強
- ロ 米蘇ノ接近遮斷
- ハ 重慶ト和平工作ノ急速ナル促進ノ三點大ヨリ見
テモ少要ナリ。

No. 34

Doc 1579

トシテハ日本艦隊ハ女ロニテハガクニシテハナク。

一以上ノ見地ヨリ今回行ハレツアル米國トノ交渉ハ之ヲ
繼續スルハ要アルノミナラス國策遂行ノ高所ヨリ見
テ速ニ之ガ妥結ヲ図ルベキモトス。

ソレテ最後ニ閣下ノ達觀論ヨリスレバ日米ノ妥協ハ不
可能ナルヤモ知レサルモ輔弼ノ重責ヲ荷負ヘル身トシ
テ金力ヲ盡ササルヲ得ズ。況ヤ聖上ノ内軫念アルニ於テ
ヲヤ。此際最善ヲ盡シタリノ讓歩ヲナストモソノ成
立ヲ期待セザルヲ得ズトノ意味ヲ附ケ加ヘタ。

外相ハ同夜電話ヲ以テ感激シタ旨ヲ余ニ傳ヘ翌五日
官邸ニ余ヲ訪ネ初メテテ、通り確定シタ「根本ニ於
テ總理ト同感デアル在間、批評ハ如何アレ、自分程米
國問題ニ熱心ナ者ハナイト考ヘテナル。絶対ニ独逸ニ氣
兼ねシテナルハナイ。但、三國條約ニヒツガ入ルヤウテハ反
對デアル。今日カラ眞劍ニ米國問題ヲ考ヘルソレテ
同時ニ若シ自分ガ障害トナツテナルナラ何時テモ辭職
スレトノ重大言明ヲシタノデアル。

日米諒解案ノ審議モカクシテ漸ク再開ノ運ビトナリ、七月十日、十二日、連絡會議ヲ開キ、米國六月二十一日案ノ審議ニ取カ、ツタ。

コノ六月二十一日案ノ特色ハ左ノ通りナル。

一、歐洲戰爭ニ対スル兩國政府ノ態度ノ頃ニ於テ、日本ガ提唱シタ平和克復ノ為ニ日米協力スルトイフ一項ヲ削除シ、アウ近独逸打倒ニ邁進スルノダトイフコトヲ暗ニ記ハウトシタス。

二、三國條約關係ニ於テ、日本ハ、挑発ニ依ラザル歐洲戰爭ヲ防止ニ寄與セントスルモノナルコトヲ南明スト規定スルコトヲ提唱シ、米國ガ独逸カラ、挑発ニサレテ參戰シタ場合ハ、日本ハ起クナイトハツキリシタ一札ヲ何トカシテ取ラウトスル苦心が見エルトス。

三、支那問題ニ関シテ、最初ノ案ニツタ蔣介石政權ト南京政府トノ區別ヲクシテ、單ニ支那國政府ニ和平ヲ從心スルトナツテ居リ、又近衛原則ハメンシヨシテアルガソノ中ノ善隣友好ダケヲ記ツテ、經濟提携ト共同防共ニ觸レズ、全体トシテ米國內輿論ヲ恐レテ大分逆轉シテナルトス。

四、一旦日本側ガ削除シタ日支和平條件ヲ附屬書トシテ復活シ、之ニ就テ満足ナ合意ニ成立スルコトヲ必要ナリトシタス。

五、日本ガ南西太平洋ニ局限シタ日米經濟協定ヲ提唱スルニ対シ、太平洋全域ニ關スル協定ト修正シタス。

尚、案ニハ、一、オーストラリアステートメントガ附隨シテ、米國トシテハ熱心ニ日本諒解ノ成立ヲ希望シテナルノテアルガ。

Ref Doc 1579

No 35

No. 36

Ref Doc 1579

日本政府モ全体トシテソノ成立ヲ希望サレテ平ルトイフコトヲ今迄ヨリモハツキリト承ハリタイト、日本ノ眞意打診ニカノタモムデアツテ、ソノ節ニハ、政府、有力ナル地位ニ在リ日本ノ指導者中ニハ國家社会主義、独逸及其征服政策支持ヲ要スル進路ニ対シテ、キサンナラザル折衝約ヲ與ヘ居ルモノ、アルコトヲ情報ニヨツテタシカメラレ、カクテハ現在考究中ノ兩國諒解モ、幻滅的ニモノニ歸スルデハナイカト、暗ニ松岡外相ヲ非難シタ又句ガアツタ。又支那ニ於ケル日本軍隊ノ駐屯ニ対シテモ、疑惑ガ表明シテアツタ。

コノ六月二十一日案ガ、七月十日ノ連絡會議テ漸ク審議サレル運ビトナツタハデアル。

所ガ余ノ苦心モ殆ド酬ハレズ、松岡外相ノ態度ハ益々非協調的トナリ、ソノ意見ハ寧ろロクキリト曰米交渉反対ニ傾イラフコトガ昨ニナツタ。七月十日ノ連絡會議ノ席ニハ、特ニ自己腹心ノ外務省顧問齊藤良衛博士ノ出席ヲ要請ニ、相呼應シテ殆ド全面的ノ曰米交渉反対論ヲ開陳シタ。ソノシテソノ要旨ハ豫メ用意サレタ刷物ヨリ出席ニ配布サレタ。反対論ハ殆ド同趣旨ノモノデアツテ、要スルニ米國申出ハ、徹頭徹尾、日本ヲ屈服サセントスルカ又ハ日本ヲ混乱ニ陥レヨトスル悪意ニ基クモノデアルトイフノデアル。殊ニ米國案ニ附隨シタオーラル・ステートメントハ即刻返上スベキデアリ、又曰米交渉ソノモノモ打切ルベキデアツテ、今トナツテハソノ方法ト時期ダケガ問題デアルト主張シタカ、外相ノ強硬態度ヲ案ジタ余ハ同夜、陸海内三相ト秘カニ熟議ヲコラヌ所ガアツタ。

Ref doc 1579

一日置イタ十二日、連絡会議デハ、陸海軍共同、意見が述べラレタ。之ハ外相ト趣ヲ異ニス、(一) 歐洲戦争ニ対スル帝國ノ態度ハ、條約上ノ義務ト自衛ニヨツテ決セラレル。(二) 支那問題ニ対シテハ、近衛三原則ヲ基準トシ、米國ハ休戰和平ヲ勸告スルガ、和平條件ニ対スル介入ハ許カナイ。(三) 太平洋ニ於テ所要場合ハ、帝國ノ武力行使ヲ留保ス。コノ三點ハ後々ノ為ニハツキリサセテ置クノガ至当デアルガ、ソレ以外ハ、日取後のニハ米國ノ案趣ト旨デ差支ヘナイトイフデアッタ。而シテ萬一決裂ニ至ルモノトシテモ、ソレハ我が佛印進駐後迄引延バズベキデアルトイフデアアル。

結局松岡外相モ陸海軍ノ意見ヲ基礎トシテ我が對案ヲ作ルコトニ同意シ、十二日、會議終了後、武井、岡、西、軍務局長、寺崎、アメリカ局長、富田書記官長、ソレニ有米顧問ヲ加ヘテ協議ノ末、我が最終案ナルモノヲ作り上げタ。残サレタ問題ハ、松岡外相ノ同意ヲ得ルコトデアッタガ、陸海軍ノ非常ナ督促ニモ拘ラズ、折悪シラ病氣ノ故ヲ以テナカテカコノ成案トヲ見ヨウトセズ、然モソノ間、独逸大使等トハ、會見シテ千タマフイ、實モアツテ、陸海軍側ヲ激曰クセルコト甚シカッタ。結局十四日ニ至ツテ有米顧問ノ説明ヲ聽キ、外相ノ修正意見ヲ織込シテ最後案が出末上ツタ。

No. 37

コノ間僅カ一兩日デアッタガ、政府間ノ空氣ハ險悪ヲ極メ、政局ハ愈緊迫ノ度ヲ加ヘルニ至ツタ。外相ノ修正ニヨツテ出末上ツタ日本側對案ハ、主トシテ左ノ諸點デアリ、六月二十日米國案ト相違シテ中タ。

Ref Doc 1579

No. 38

一、米國側ニ受入レラレ易イ様ニ、適當ナル時機至ル時ハトノ條件付テ日米共同シテ歐洲戰爭ノ速カル終結ニ努力スルコトイフ一項ヲ復テサセタトス

二、三國條約關係付テハ、若シ不幸ニシテ歐洲戰爭ガ拡大セラルル場合ニ於テハ、日本國政府ハ條約上ノ義務ヲ遂行ス且自國ノ福祉ト安全ヲ防衛スル考慮ニ依リテ、其態度ニ依リテ、其態度ヲ決スベシト修正

三、支那問題、項ニ於テモ近衛原則ヲ全体トシテ記シ米國ノ嫌ヲ、南京政府ノ名ヲ與ケルコトハ、避ケタガ、蔣介石ニ米國ガ和平勸告スルコトヲ明記シタトス

四、日支和平條件ヲ再ビ削除シタトス

五、日米經濟的協力ヲ特ニ必要トスルハ南西太平洋デア
ルカラトイフ理由ト下ニ、再ビ太平洋全域ヲ、南西太平
洋ト改メタトス。

以上、如キ日本ノ對案ガ漸クシテ出来上ツタムデアルカラス

然レ之ヲ直ケニ米國側ニ傳ヘルモノト誰シモガ考ヘタムデアルガ、外
相ハ先ツオララルステートメント拒否、言電ハ、コーステートメ
ントヲ以テ、非礼且不都合ナル文書トシ、米國政府ガ先ツ

之ヲ撤回シナイ以上、日本ハ諒解案ノ審議ヲ進ム得ナイトイ
フ趣旨モ、デアッタ。余ハシメ陸海軍ハ、訓電ダレデハ先方

ノ要風情ノミヲ激成シテ決裂ニ導ク慮ガアルカラ、シクトモ

コノ訓電ト日本側對案トヲ同時ニ發電スルコトヲ強硬ニ

主張シタノデアル。所ガ十四日深更ニ至ッテ外相ハ有殊顧問

ヲ通シタ余トノ打合ヲ無視シテ、午後十一時半、オララル

No. 39

Deflac 1579

ステートメント拒否、訓電ダケヲ發送サセタム（予實ニ於テハ、此長官ハ、オラール・ステートメントヲソシテ風ニ解釋サレタコトヲ敬告キ、誤解ヲ一掃スル爲メ、七月十七日之ヲ撤回シタ）更ニ翌十五日、外相ハ坂本改亞局長ニ命ジテ、未タ米國ニモ提示シテナイ日本側最後案ヲ独逸側へ内報サセタ。

十四

予態茲ニ至ツテハ最早重テ外交問題ヲ處理スルコトハ到底出来ナイトイフコトハ、余ハジメ關係閣僚ノ一稱ニ持ツタ感ジデアアル。カクシテ十五日外相ノ缺席シタ閣議終了後、余ハ内務、陸海三相ト善慮方ヲ協議スル所ガアツタ。陸相ハ、外相ヲ四能免スルコトハ種々要目影郷音ガアリ、何トカシテ協調シテ行キタイト大イニ努力シテ来タガ、今トナツテハモウ駄目ダ。コノ際外相ノ更送カ、内閣総辭職カ、何レカヲ断行スルヨリ外ナイデアラウレト述べ、四相ノ意見ハゴロト一致シタ。唯外相一人ダケヲ辭職サセルトキハ、外相ガ、米國ノオラール・ステートメントハ日本内閣ノ改造ヲ強要スルモノダト強調シテ中ルト見カラ見テ深刻ヲ波紋ヲ描ク處ガアル。コノ際、外相トカ米國問題トカラ離レテ、戦時態勢強化トイフ見地カラ総辭職ヲ決行スルヲ可トスルトノ意見モ未タ何レ翌日協議スルコト、シテ散会シタ。

余ハ午後二時、葉山帝用邸伺候以上ノ次ヲ奏上シ

夕所、陛下ハ松岡ダケヲヤシセルワリニユカヌカト陛下向ガアリ余ハ
 慎重熟慮ノ上善處致スベキモ唯コノ儘ニテハ内閣ノ存續不可能
 ナル旨ヲ奉答シタ。次デ内府ト会見シコノ際統辭職色ムヲ得テ
 イ理由ヲ述ベ、後任ハ平沼内相ガヨロシカルベシト言ツタ處、内府
 ハソレニ同意トモ不同意トモ言ハズ、何レニモ速ニ決行スル方ガヨカ
 ウトノ意見デアツタ。

翌七月十六日、前日打合ニ從ツテ、正午カラ極秘裡ニ首相、内陸
 海、企業院總裁、五相ハ目白別邸ヲ召集シ協議ノ結果遂ニ統辭
 職ヲスフトニ意見一致シ直ニ待機中書記官長ニ諸般準備ヲ整
 ハセリ後、突如六時半、臨時閣議ヲ招集、辭表ヲ取纏メ、外相ハ病
 床ヲソタテ、書記官長ガ去向イテ亂表ヲ受取ツテ未タ外相ハ流石ニ
 意外ニ画ツタラシク、大イニ不満ノ色ヲ示シタガ、大執力如何トモ難ク
 印鑑ヲ書記官長預ケテ進退ヲ一任シタ。

余ハ午後八時五分、葉山ニ於テ辭表奉呈、十一時歸着、内閣僚ニ報告、
 茲ニ才二次近衛内閣ハ終ツタムデアリ。

十五

七月十七日午後五時十分、余ハ席カヨソツテ参内拜謁、内閣再組
 織大命ヲ拜シタ。直ニ組閣ニ着キ翌十八日午後五時半完了、七時参
 内、内閣員名簿ヲ捧呈、八時五分親任式、才二次近衛内閣ハ茲ニ成立、
 九時半五分初閣議ヲ開催シタ。新内閣ノ特色、西田海軍大將ノ外
 務大臣就任デアツタ。

西田海軍大將ヲ外相ニ奏薦シタコトハ、日米交渉ヲ何トカシテ成立セ
 ントスル余ノ熱意ノ表レデアツタ。西田氏ハ嘗テ海軍次官、近衛勤
 テ海軍ノ事情精通スルミナラス、最近ハ商工大臣トシテ物資問
 題ヲ取扱ツタ關係上、此際日米ノ衝突ハ極力回避セネバナラヌト
 スヲ主張支持者デアリ。

Ref Doc 1579

No. 41

所がこれ程明かす政変ノ意義我モ華府ノ野村大使ニハ明カカ
タノナル。大使等自身之ヲ理解シタリタルナルカ、之ヲ未
國側ニ傳ヘシ段ニ至リテハ、如何等ノ手モ打タシカフカナル
新内閣ノ成立トモ、好印象ハ直ニ米國ニ傳ヒ、交渉ハ
從來ノ意味ト空ニ氣ヲ一掃シテ快適ト歩調ニ移ルカラウト
心持ニ待テ、東京政府ニトツテハ、コノ事莫ハ洵ニ心外ノ事ナ
云ハナシハナラナイ。前内閣末期、アレ程苦心シテ漸ク作り上
タ米國、六月二十一日、電ヲニ対スル日本側案ハ、七月十五日ニ
訓電サシテ、中々拘ス。華府大使館ハ、一ニハ内閣更迭ノ為
ニ、ハンソノ内容カ、米國側ニ受入レラレタカラウトノ危懼カラ、米
米國側ニ提テサシテ、キヤコトカ、七月二十一日、野村大使ノ電報ニ依
リテ、明トナリシハ、カリテ、野村大使ハ、七月二十三日ニ、五ツノ
新内閣ノ対米方針ヲ、御内平相成度ト請訓シ、米ニ始末
アリタ。カクノ如ク、日本内閣ノ日米交渉ニ対シ、熱意カサシ、米
國ニ傳ヘラ、チ、キ、一才、晝夜ニ、廟議ニヨリ、決定シ、佛印進駐
ノ時期カ、迫リ、南太平洋ニ人馬ノ動キカシケルニツシ、米國政府
ノ警戒ト猜疑心ハ、今ヤ、覆スルカ、如ク、程ニ達シ、米國側ハ
二十四日、着ノ野村大使ノ電報ニ、通リ、從來ノ會談ハ、東
京ニ於テ、ト、ト、ト、セラル、(二)日本ハ、樞軸國側ニ對シ、日
米國交調節ハ、南進準備完成迄ノ、謀略ナリト、説明ヲ、與
タリト、説カ、支那的ト、ト、ト、日本ニ、於テ、モ、所謂、對日色
團陣ト、イフ、言葉カ、或、使、ニ、使用、サレ、ヤ、ウ、ニ、ナリ、概、シ、テ、ヤ、ナリ、ス、ハ、
面ニ、凡、ソ、内閣ノ、意、固、ト、程、遠、イ、反、米、的、ノ、色彩、カ、強、ク、キ、タ、
七月二十一日、ウエル、次官ハ、病、事、ノ、ハ、ル、長官ニ、代、リ、野
村大使代理ノ、若杉、公、使ヲ、扱、キ、情、報、ニ、ヨリ、日本ハ、最近、佛
印ヲ、占領、スル、構、拵、ナル、カ、カ、ク、テ、ハ、從來ノ、會談、ハ、無、用、ト、ナ、レ、ト

警告を以て、二十三日、ウエル次官、野村大使に會談、從來米國ハ能フル限りノ忍耐ヲ以テ日本ト會談シテ米國が今トナラハ最良會談ノ基礎ハ全ク失ハレルニ至リタト重大申入レヲシタ。

二十四日野村大使ハ内々ワ大統領ト會談シタ。此時大統領ハ佛印問題ハ致命的ト重大問題ナルコトヲ述ベ、左ノ重大ト提議ヲナシタ。

一、佛印ヨリ(若シ進駐後ナラ)日本軍ノ撤退ヲ條件トシテ

二、日、米、英、蘭、支ニヨル佛印中立化ノ共同保障

三、佛印ノ物資ヲ獲得保障

カクシテ七月二十六日ニハ東京政府ノ佛印進駐ト發表ト米國政府治員唐凍結令聲明ハ相前後シテ行ハレタ。事態ハ險惡化ニ鑑ミ余ハ同夜警視總監ヲ招キ米國大使館ノ特別警備ヲ命ジタ。

十六

政変前後ニ佛印進駐ニ至ル十日間ハ東京、華府間ノ意思疎通ニ遺憾ノ點カ多ク、今ヲ日米會談モ全ク失敗ニ終リタカノ感ヲ與ヘルニ至リタ。内閣ハ飽ク迄希望ヲ捨ス。

二十四日ノ米大統領ノ佛印ニ由スル提案ヲ手懸リトシテ會談ノ再開ニ努メカク傾注シタ。ユノ二十四日ノ大統領提案ハ之ヲ擴大シテ佛印ノ外ニ泰國ヲモ中立化セシムル提案ガ三十一日ウエル次官ヲ連シテ申越サレタ。東京ニ於テハ七月二十九日、三十日、八月二日、四日ト連續的ニ連絡會談が開カレタ。余ハ三十日海外兩相八月一日陸相ト懇談、又頭山滿氏等ヲ招テ右兩方面ニミテ打ツ等百方カシタ。カクシテ八月四日ノ連絡會議ニ於テ一ノ對米申入ヲ決定スル運ビトナラタ。之ハ形式上ハ大統領提案ニ對スル回答ヲアツカ之ヲ以テ停頓シタ。

ハ、日米會談ヲ再開スル鍵タラシメヨウトイフテ、ソノ要旨曰
 一、日本ハ佛印以上ニ進駐ノ意思ナク、佛印カラハチ那事ヲ支解
 決後撤兵スルコト

ニ、比島ノ中主ヲ保障スルコト

三、米國ハ南西太平洋ノ武装ヲ撤廢スルコト

四、米國ハ南印ニ於ケル日本ノ資源獲得ニ協力スルコト

五、米國ハ日支直接商議ノ橋渡シラシメ、撤兵後ニモ佛印ニ
 於ケル日本ノ特殊地位ヲ容認スルコト

コノ訓電ハ八月五日、野村大使宛發せし大使ハ六日、ハル長官
 ニ之ヲ傳達シ、先方ハサシタル興味ヲ示サズ、日本カ武力
 政策ヲ捨テ、イ限リ會談續行ノ余地カナイト、莫ク説イタ、米
 國トシテハ如何ル事能ハシモ討処スル覺悟カ、ルヤウニ、規ハレタ
 ト野村大使ハ報告シテ、未タ、二日、經タ、八月八日、ハル長官ハ
 野村大使ニ米國ノ回答ヲ手交シ、之ニハ日本側提案
 ノ内容ニハ全然觸レテナク、日本側對案ハ大使領提案ニ對
 スル回答トシテハ、ポイントカ外レテ、中トヲ指摘シ、強ク一語一
 語大使領提案ヲ再ヒ繰返ハストイフ、三千餘ナモ、未タ

十七

余ハコノ間、日米間ノ局面打開ニ心ヲクダシテ、年々カ遂ニ自ら
 大使領ト會見シ、ウイトイフ、大決心ヲ固ナルニ至ツタ、ソレテ八月
 四日、又初テ之ヲ陸海兩相ニ打明ケタ、余ノ語ハ左ノ如クテ
 凡

一、米國大使領ハ、^{有方十通}此間、缺キ、ト言フ、年々此際、甚
 ス、キコトハ甚重ス、コカ我々ノ義務テ、アト考ヘル、今日迄、ノ日米

ノ話合ノ裏ニハ、種々、諒解モアリ、又風情ノ行違ヒモアリ、雖又方ノ

軍艦の徹夜に居らば恨かあり。此儘進んで戦争に入らう
 ことハ世界ノ平和ノ符ニ曰来ノ國交ヲ最モ御執念存心
 陛下ニ對シ奉リテモ。又國民ニ對シテモ。為政者トシテ申譯
 ナク。トモ。若ハル。書出スカケノコトハ書出シテ遂ニ戦争トナルトイフノ
 事ハ之ハ致シカタク。ソノ場合ニハ我々モ耻モ坐リ國民ノ覺悟
 毛以ル。歐洲戦争前ニカリスノ4エンバレニ加再エヒワトラート
 會見スル為ニ大陸ニ赴イタコトハ結果カラ見テヒワトラートニ
 歸サレタ形ヲハアルケレドモ。英國國民ノ覺悟ヲキメセル上ニハ相當
 ノ效果カケラタト思ハレル。

一此際ハ全ク危機一髪ノ時アラフテ、野村大使等ヲ連ツイ
 ノ交渉ハハ時宜ヲ失スル處アリ。官早口總理自ラ大統
 領ト會見上。支那國ノ真意ヲ平直大膽ニ披露スル
 ソノ際。然レシテ諒解セカレバ。席ヲ蹶テ歸ル覺悟ヲ要ス
 ルハ至ホアリナリ。隨テ對米戦争ノ覺悟ヲキメテカ、ル事極テ
 大統領ト直接會見テ遂ニ諒解ヲ得ラセカフコトアリ。ト
 國民ニ對シテモ。真ニ曰米戦争已リヲ得ルコトノ覺悟ヲ促ス
 コトナリ。又一般世界ニ對シテモ。侵略ヲコトスルノテナクシテ太
 平洋平和維持ノ為ニコレカケ誠意ヲ披露シタカアルトイフ
 コトハハッキリ分ラテ。世界輿論ノ悪化ヲ幾分ニテモ緩和シ得
 ル利益カアル。

一大統領ノホルルニまルコトハ。最初ノ諒解案ヲモアル下
 ナルヲ以テゆカシモ。實現不可能ト思ハナイ。又話合モゆ
 カシモ。自取初ヨリ之ヲ絶望現スル要ナシ。勿論日本ノ主張
 ハ大東亞共榮圈ノ確立ニアリ。米國ハ九ヶ國條約ヲ楮

トシテ居ルハ此兩者ハ相容シナイ。併テラ米國モツ合法的ナル方法ニ依ル九ヶ國條約ノ改訂ニハ何トキカモ相談ニ棄ルル用ニ息アリレトモニロフテ居ルレ。又一方日本モ理想心トシテハ大東亞共榮圈確立ヲ目指スモノナルケレトモコノ理想心ノ全部ヲ一舉ニ實現スルトイフコトハ今日ノ國力ノ上カラミテ無理ナルカラスレテ曰来ノ話合トイフモノハ難方カ大東亞的立場ニミテ話スレバ出来ナイコトハナイト考ヘル。

コノ會談ハ多ク審スル何トシハ獨蘇戰ノ見通シトシテハ大体九月ニハ上下カ見エル。君レ今日一部ノ人ノ豫想スル如ク戰事膠着スルハ獨逸ノ特来ハ樂觀ヲ許サナイカ、ル形勢カトチ々場合ニハ米國ノ自衛息モ強クナリ。日本カラ一話ナトハ寄セ付ケナイコトニシテ。逆ニ獨蘇戰カ獨逸ニ有利ニ展開スルトシテモ、コノ會談ハ日本ニトテ大ニ不利ヲ齎ラサナイ。獨逸ノ日本ニ對スル感情ノ冷却スル慮莫ハアワセカ獨逸ノ世界征西朝トカ獨逸ノ對英米完勝ハアリ得ス。隨テ曰獨ノ關係ハ如何様ニ轉向ノ途ハアリ得ル。故ニ此際ハ獨蘇戰カ有利ナル場合ハ深ク心配スルノ要ナク、寧ロ獨逸ニ不利ナル場合ヲ考テ一白モ速ク米國ニ手ヲ打ツコトカ急務ナルト考ヘル。

一併テラ問題ハ何カモ米國ト話合ヲ付ケルハ好イコトトカハナイ。話合ヲ付ケルコトニ急ガルノ余リ媚能心トナリ。屈服トナラハナラヌコトハ勿論ナル。要スルニ書面スルコトハ書面スレテ出来ナケレバ已ムヲ得ナイ。書面スルコトヲ書面ストイフコトカ對外的ニ対内的ニ必要ナルト考ヘルカ。陸海兩相ハ緊張シテ面持テ余ノ決意ヲ聽キソノ場カハ即答シ棄ネテか海軍側ハソノ日ノ間ニ全面的起見意ヲ表明シ、又會談ノ成功

其待スル旨言フテ未タ。又陸相ノ返事ハ文書ヨリ以テ言フテ未タ
即チ次ノ如シ

總理自ラ米國大統領ト會見セズ、ハ三國同盟ヲ其基調トスル
帝國現在ノ外交ヲ必然的ニ弱化スル結果ニナリ。且國內的ニ相
當ノ修好ヲ生スルコトヲ豫想セラル、ヲ以テ三週ニテナカルモト思考
ス。然レモ現下ノ急迫セル時局下ニ於テ總理自ラ挺身シテ難局
打開ヲ試ミントスル決意ニ對シテハ、真ニ敢意ヲ表スル次第ニシテ、若
シN工作(野村大使ノ交渉ヲ指ス)ニ對スル帝國修好ニ安ホク振存
方針ヲ堅持シテ最終ノ力カラ拂ヒ然レモ尙米國大統領カ帝國
ノ真意ヲ正解ス。依然現在トリクアル政策ヲ流行セトスル場
合ハ斯平對米一戰ノ決意ヲ以テ之ニ臨ムルニ於テハ陸軍トシ
テモ敢テ軍存ヲ唱フル限リニ作ス。

附言(一)先方ノ内意ヲ探リ、大統領以外ノハル長官以下トノ
會見ナズ、不同意ナリ。(二)會見ノ結果、不成功ノ理由ヲ以テ
辭職セラルコト。不日寧口對米戰爭ノ陣頭ニ立テ、決意ヲ固メ
ラルコト。

高陸相ハ、コノ會談ハ失敗ニ終ルハ算ナカシ、大キイトノ意見見
テ、タケレトモ凡ユル問題ニ五ヲ慎重熟慮ノ末、事ハ迅速ニ
運テ可トスルノ結論ニ到達シタ。余ハ六日朝連絡會議ノ直
後、陛下ニ拜謁シテ決意ヲ奏上シテ、テアルカ、勿レ七日午後御召
カアリ、米國ノ對日全面的石油禁輸ニ関スル海軍側ノ情報セラル
コト中、高方ヲ大統領トノ會見ハ速ナルベシトノ御督促ヲ共テ、
テアル。野村大使宛訓電ハ七日午前發セラレタリ、コノ重大提
案モ米國側ニ與ヘテ第一印象ハ甚カ夫望的ナラク、恰度大統領
ハチャーチル首相トノ會見ノ為、華府ニ在ラス、野村大使ハ八日ハル長
官ニ會フテ、提案ヲ傳達シラカアルカ、既ニ亦マク如ク、コノ時ハ八月
四日ノ日本提案ニ對スル米國ノ回答ヲハルカラ、受取ル時トカケ、連
フテシタリ、野村。野村ノ新ニ提案ニ對シテハ、ハルハ、日本ノ政策
ニテ、變更ノナイ限リ、之ヲ大統領ニ取次ク、自信カナイトイフ、挨拶
テ、野村大使ハソレ以上押サズ、コノ上ハ、米國亦モ、カール大使ニ
働キカケルヤウ、電報ニテ未タ。

Def. Doc. 1579

米國ニ於テハ大統領トチャーチル首相ノ共同声明發表ガアリ、
之ニ対スル辛辣ナ日本新聞ノ論調ガ傳ハリ、又十四日ノ
平沼國務省ノ遭難ガ煽動的ニ報道サレタ。又十三日ハ
ハル長官ハ平然トシテ在支米國權益蹂躪、數々ヲ列擧
シテ抗議書ヲ野村大使ニ送交シ、申入レルモ、ハ申入レテ置ク
トイフ米國傳統ノ外交ヲヤツテキタ。野村大使ガ接触スル米國
閣僚ノ間テハ成功ノ見込ナシ首腦者會見ニ米國ガ棄出ス
筈ナシトノ悲觀的空氣ガ溢レテキタ。予態ノ急迫ヲ感ジタ
大使ハ十六日、洋上會談ヲ終ヘタ大統領ノ歸華ニ先立テ、
再ビハルト會談シ、我真意説明ニ努メタ所、ハルハ例ヨツテ
「シリタリ・ドミネーション」ニ対スル反討ヲ反復シタガ、兩首腦者、
會見ニ関シテハ態度ヲ稍軟化シ、貴殿ニ於テ充分ノ見込ヲ持タ
ル、ナラバ、ホワイトハウスニ取次クモノナリト答ヘタリテアル。

十八

果然八月十七日、ルーズベルト大統領ハ洋上會談カラ歸華
旬々、日曜日ニモ拘ラス、野村大使ヲ招致シテニツ、申入ヲシタ。
一ハ日本ノコレ以上ノ武力南進ニ対スル敬告デアツタガ、今一ツハ
兩國首腦者會見ノ提案ニ対スル回答デアツタ。ソレニ依リ米國政府
ハ余及ビ日本國政府ノ着想ヲ多トシ、日本國政府ガ日本ハソノ膨脹
活動ヲ停止シ、ソノ立場ヲ調整シ、且合衆國ガ折衝約シ来レル
プログラム及原則ニ從ツテ太平洋ニ開スル平和的プログラムニ棄
出スコトヲ希望ヲ有シ、且實際ヲシ得ルニ於テハ、合衆國ハ七月ニ
中絶セラレタル非公式豫備的討議ノ再開ヲ考慮スル用意アリ。

No. 46

Def. Doc. 1579

且欣然意見交換ノ爲適當ナル時期及場所ノ斡旋ニ努力スベシト主義上ノ賛意ヲ表明シ、最後ニコレガ爲ニ明瞭ナルステートメントヲ提示セラレタリト要請シタルニテアル。而シテ右ノ平和的プロブレムト太平洋全域ニ於ケル経済的機会及待遇ノ平等原則適用同地域内ノ諸国民ノ自発的且平和的協力ノ脅威ヲ受ル国民ニ対スル援助軍事的又ハ政治的支配及独占的又ハ優先的經濟權利ノ排除等ヲ内容トスルモノニテアルコトガ明カニナレタリ。

野村ルーズベルト會談ニ於テ、大統領ハ終始上機嫌裡ニ今見場所トシテハ布哇ハ地理的ニ不可能ナルカク、アラスカノシエロアノゴカロウ。又期日ハ十月中旬ニハ如何ト返答ガ送ラレタル大統領が問題ヲ事務当局カラ取り上げ、自ら大局的見地ヲ迅速ニ解決ヲ圖ラウトスル意嚮ニテアルコトハ、野村大使ノ會談一閣僚(ウオーカー?)カラモ窺ヘタリテアル。野村大使ハコレ機ヲ逸ヒズ果敢ニ応酬スベキニテアルト東京へ電報シ、參考マテニト一個ノ回答私案ヲ寄越シテ来タ。

東京デハ七日訓電發送後、九月十三日、十四日、十六日ニ連絡會議ヲ開ク外、余ハ陸海外三相ト連ニス連絡懇談ヲ重ネテ来タ。十八日、豊田外相ハグルー大使ヲ招キ、兩國首腦者ノ會見ノ最モ必要ナク、以テカ説シ、ソノ實現方ニ協力ヲ要請シタ。

ソノ頃、野村大使ヲ助ケテ対米會談ニ盡カシテ来タ岩畔大佐ト井川氏が帰朝シ、岩畔大佐ハ二十日、連絡會議ニ招カレテ、從來ノ経緯ト先方ノ事情ヲ詳細説明シタ。又井川氏共々個別的ニ余ト陸軍關係ヲ説イテ予能ニ闡明ニカマル所ガアツタ。又若杉公使モ帰朝シ、主トシテ外務省關係ノ間ニ少シク異ツタ角交カラ親ク日米交渉觀ヲ述ベテ来タ。

No. 47

Def. Doc. 1579

八月十七日、大統領カラ野村大使へ手交サレタ米國ノ申入ニ對スル
我が回答ハ八月二十六日、連絡會議ヲ決定サレタ。ソノ要旨ハ、米國
政府從來ノ態度モ日本側カラ見レバ承服シ難イモガアルコトヲ指摘
シタ後、日本ノ南方及蘇聯ニ對スル態度、意圖ヲ更メテ闡明シ、
米國ノ謂フプログラムハ、全世界リニ適用セラルベキモノニシテ、從ツテ
ソノ一部タル太平洋地域ニモ適用サレタモノナルト同時ニ、一國ノ存立
上必須ノ要求ハ先ツ其ノ隣接地域トノ關係ニ於テ相互ニ充足
調敷クセラルニト必然的且當然ノコトニシテ且平和確立促進上
必要急ノストダト説イタリテアル

同日、連絡會議ハ、コノ回答ト共ニ余カラ直接ルーズベルト大
統領ヘ宛テメッセーヂヲモ採擇シタリテアル。コノメッセーヂハ、
必クシモ從來ノ事務的商議ニ拘泥セズ、大勢高漲ヨリ日米
問題ヲ論議シ、之ニヨツテ急激ニ進展スル時局ニ對処シヨウト
スル會見提案ノ真意ヲ闡明直截ニ述べ、會見實現ノ
一日ニ速ナルコトヲ希望シタリテアル。

No. 48
コノ二ツノ文書ハ野村大使ニヨツテ八月二十八日、大統領ニ直接手
交サレタ。大統領ハ余ノメッセーヂヲ讀ミ、非常ニ立派ナルモノト
大ニ賞讃シタ後、近衛公トハ三日間位ノ會談ヲ希望スルト
言ヒ、期日ニ決シテソノ言按ヲ与ヘナカツタガ大イニ無氣ノ色ヲ見
セタリテアル。此カラケリ時ガ日米ノ一易近寄リツタ時、アツタカモ知レナイ。
大統領ノ無氣ナリニ較べルト、ソノ時同席シテキタハル長官ハ極メテ
慎重デアツテ、同夜更メテ野村大使ヲ招キ、首腦者ノ會見ハ之ヲ

予がニ纏ツク話、コトイフイケイシヨシノ形ニシタイトイフ米國側ノ主
張ヲ繰返シ述ベ、日本ノ考ヘ方ト根本的ニ相違スルコトヲ明カニシタ
ル。ソシテソノ爲ニハ、從來ヨリモ明確ニ支那問題、就中撤兵
ノ問題、自衛権問題等ニ關スル日本政府ノ意向ヲ承ルコトが
先決問題ナルト強調シタ。

樂觀的ナ大統領トノ會談ノ模様、非觀的ナ國務長官ノ意見
ヲシテ野村大使ノ報告ハ八月十九日、二十日、東京ニ到着シタ。之ハ
直面スル難關打開ノ方法ニ關シ、極メテ重要ナ示唆ヲ与ヘルベシタ。
政府ノ觀測モ樂觀、悲觀、兩様ニ分レタガ、一応會見ノ實現ノ
際、準備モ進メラレ、陸海外何レモ代表ノ人選ヲ行ツテ中タ。
外務省側何レカトイヘハ、ハル長官ニヨツテ代表サレシ國務省傳
統ノ理論外交ヲ幾分力輕視シ、大統領ノ政治家的解決ニ
期待ヲ懸ケヤトスル意見ガ有力化シテ中タ見ラレルベシタ。
八月三十日ノ連絡會ニ於ケル豊田外相如キハ、大イニ樂觀論ニ傾イテ
中タシテアル。

九月三日ルースベルト大統領ハ野村大使ヲ内密ニ招致シテ

近衛トモロヲ對スル回答ノメモセリケハ、之ニ附隨スルワー、オラール

ステートメントヲ交シ、大統領ハ余ニ對シテハ

ワタガ、前回程ノ乘氣ハホサズ、メッセリケノ内容モ鄭重ヲ極メタ

文字ヲアリナカラ、會見ニ同意スル明確ナ表現ヲ避ケ、寧ロ、ソノ

前提要件トシテ基本原則ニ關スル日本ノ同意ヲ取付ケル必

要ヲ述ベテアツタ。コトニハシナクモ、國務省ノ意見ガ支配的ト

ナツタコトが明カトナツタノベシアル。オラール、ステートメントニ至ツテハ

今迄表面ニ出ヌコトヲ避ケテ中タ四原則ヲ明記シ、之ヨリ從來

約ハレテ馬夕話合ノ基礎ヲアリ、又ソノ中ニ織入レテキルモノナルト
 言ヒ、八月三日日米交渉サレタ日本ノ回答(余ノメッセージガ附随シタモノハ
 之ニ同意ヲ表明スルモノト見ルガ、六月十日ノ米國諒解案ニ就テハ
 意見不一致ニマ、殊サレテ諸問題ガアリ、コノ際ニテ片付ケルニ
 ガ先決問題ナルト論ジ、就テハ、根本問題ニ対スル日本
 政府ノ態度ヲ承クタイトイフ、飽ク迄國務省的ナモノデアツタ。
 翌四日、野村大使ガハル長官ニ合ツタ時ハ、ハルノ態度ハ更ニ硬化
 シテ居リ、四原則ソノモガ最モ重要デアツテ、日本モ之ヲ支持スルコトガ
 モウソツハツギリセネバナラヌト述べタノナル。要スルニ米國側ハ、
 兩首腦者今談ノ基礎ハ、從來ノ諒解案ノ基礎ト同一ナルベシ
 トノ能クテ堅持シ、アク迄先ヅテ諒解案ヲ日米ノ完全ノ合意
 ヲ取付ケヨウトスルモノデアツタ。

二十

- 野村が野村ルースベルト合談ノ約ハレタ九月三日ハ、東京ガハ、
 一、個、計米申入案ガ連絡合議ノ議題ニヒツテテ、ソノ案ハ
 外務省ノ提案ニカ、ルモノデアツテ、從來ノ野村、ハル非公式合談ニ
 付議サレテキタ諒解案トハ別建前トシテ之ヲ簡略化シタ案ナ
 ッタリノ案ナリト如シ。
- 一、佛印以上ニ進駐セズ
 - 二、三國條約ニ対スル日本ノ解釋ヲ自主的ニ行フ
 - 三、日支協定ニ遵ヒテ支那ヲ撤兵ス
 - 四、支那ニ於ケル米國ノ經濟活動ハ公平ナル基礎ニ於テ行ハル限
 之ヲ制限セズ
 - 五、南西太平洋ニ於テ通商上ノ無差別待遇ノ原則ヲ樹ツ

六日米ノ一山常ナル通商關係ノ恢復ニ必要ナル措置ヲ議ス

以上ノ事項ヲ約諾シ、米國ニ之ニシテプロキートストイフノデアアル。

外務省ハ非常ニ期待ヲ案ニ懸心ケテ九月四日曾田外相カラ

グルー大使へ野村大使カラハル長官ヘトニ重傳達形ヲトウケテアル。

此案ハ別ニ新クテ提案ハナク從來日本トシテ言フベキニトハ

言ヒ書過シタニトテアリ、且四月以來支那ノ基礎トナレル諒解案

中根柢的原則的主張ニ付テ議論ヲ下スル時ハ、何時果ツベシ

トモ思ハリス、カケテハ目前ノ危局ニ処スルニトカ出テ来ナイカラ、先ツ

並面緊ホ急ニ具體的尙題ガケテ抽出シテ之ヲ首腦者會談

ノ基礎トシコウトイフ趣旨デアツタノデアアル。

然ルニ米國政府日本ハ全面的諒解案ヲ成立困難ナル爲ニ之ヲ

避ケテ新ナル方針トシテ新タル提案ヲセラルモノト解シタ。

カクテ外務省側ニ非常ニ期待ニ及シ、九月四日案ナルモノハ

従テ誤解ト混乱トヲ招イタニ過ギナカッタ。

米國ガカク誤解シタモ無理ガハナカッタ、トイフノハ、米國

トシテハ六月三十日案ナルモノヲ米國トシテノ最後案トシテ

日本側ニ提テアル。

之ニ對スル日本ノ回答ハ前述ノ如ク七月十五日發セラレタガ、

政變ニテ他ノ理由カラ野村大使ニ之ヲ米國側ニ付ヘテ居ラナイ。

即チ米國側トシテハ六月二十日案ニ對スル日本ノ對案ヲ受取

ラナク同ニコト九月四日案ガ来タリテアル。エシ米國側ニ誤解

ヲ起シタ事重大ナル事因ニアツタト思フ。

カケテ如ク複雑天然モ果テニナク外交折衝ガ来来ト

Def. Doc. 1579

華盛頓ノ向ニ行ハレテキル時、東京デハ特筆大書スベキ問題ガ政府
内ニ起ツテキタ。ソレハ米國ト何処デモ交渉ヲ續ケルベキカ、ソレトモヨイ
加減ニ見切リツケルベキカ、ソレバカリデナク見切リ付ケテ米國ト戦フベキカ
トイフ重大問題デアツタ。

抑々ヨノ白米諒解ノ外交交渉ハ政府、陸海軍、統帥部何レ
モ極々上層ノ主腦部ノ向ダケテ始メラレタモノデアリ、下ノ方ニハ絶對
極秘ヲ進メラレテキタノデアル。而シテ首腦部ノ間デハ唯一人松岡外相
ヲ除イテハ何レモ交渉成立ヲ希望シ、又ソノ爲ニソノ反對ヲ恐レテ
秘密裡ニ之ヲ約ツテキタノデアル。諺ガ漸次漏レ始メ、殊ニ松岡
外相ノ独伊ヘノ内報等ヲ契機トシテ、オボロゲテラ交渉ノ全貌ガ判
ツテ来ルニツレ、下ノ方カラ反對ノ氣勢ガ起ツテ来タ。

殊ニ陸軍ニ反對ガ強クナツテ来タ。恰モソノ時、独蘇開戦ノ衝撃ガ
アリ、政府首腦部ハ對蘇即時開戦ノ硬論ハ押入得タガ一種ノ代償
トシテ佛印進駐ノ廟議ヲ一決セザルヲ得ナイコト、ナリ同時ニ第一場
合ニ備ヘテ對英米戰ノ準備ヲ本格的ニ進メル勢トナツテシマツタ。
戰事準備ト戰事ソノモノトノ區別ハ最モ嚴格ニ守ラネバラ又
モノデアルト同時ニソノ困難ナルコトモ否ミ難イ。準備ガ進ムニツレ
日米交渉反對ノ聲ガ高マツテ来タ。

No. 52

然モ佛印進駐ノ效果ハ即時且強烈ニアラズ。

想國ハ日本ニ痛々經濟斷絶ノ虞行シテ自國運途ノ前途凶多吉少
和政策アルトテ宣明スル所傍若無人ニ似タリ其意ヲ示シ且米國ノ強
烈ト反撥ハ當然日本ノ反米陣營ヲ又シレケル及撥カセヨ。日米文
涉ニタイスル反對ハ今ヤム然ル事案トナリソノ為ニ生シテ未ダソノ
内閣ノ行キハ難決テ極メタラフ。遂ニ余トシテ自ラ米國
大統領ニ會見ヲ申シム決意ヲセテアルカソノ所謂「近衛」マウ
ヤーダカ野村大統領ノ會談ヲ減シ内容ノ判ラズ儘ニ徒ラ
揣摩臆測カ横行シテ交渉ハ益々困難ノ度ヲ加ヘタ。八月
頃カラ參謀本部關係ハ首腦部マテ概シテ交渉無用。日
米戰事論ニテチキタト見エルナルソノ對策ニ腐心スル余ト
陸海外各相ト懇談ヤ連絡會議ノ度數カ八月後事カラ目
立テ多クナラヌ。或ル程度テ交渉ヲ打切り對英米戰ニ突入スヘシ
ト云フ。國策カ議題ニ上ラテキテアル。

カクシテ九月二日即前會會議ヲ以テ「帝國國策遂行要
綱」カ決定セラルニ至リタ。其要綱カ如キ。

帝國國策遂行要領(即前會會議議題)
帝國ハ現下ノ急迫セル情勢特ニ米英蘭等各國ノ執心對
日政勢ノ聯情勢及帝國國力ノ彈撥性等ニ鑑ミテ情
勢ノ推移ニ伴フ帝國國策要綱中南方ニ對スル施策ヲ左
記ニ依リ遂行ス。

一帝國ハ自在自衛ヲ全フスル為對米(英蘭)戰事ヲ
辭ヤカニ決意ト下シ概シテ八月下旬自日國下戰事ヲ
備テ完整ス

ニ帝國ハ右ニ並行ニテ米、英ニ對シ外交ノ手段ヲ盡シテ帝
國ノ要求貫徹ニ努ム。

對米(英)交渉ニ於テ帝國ノ達成スル最ク限度ノ要求
事項並ニ之ニ關聯シ帝國ノ約諾シ得ル限度ハ別紙
ニ記シ(別紙ハ有略ス)

三前號外交交渉ニ依リ十月上旬頃ニ至ルモ尙我要求ヲ
貫徹シ得ル目途ナキ場合ニ於テハ直ニ對米(英蘭)開
戰ヲ決意ス

對南方以外ノ施策ハ既定國策ニ基キ之ヲ行ヒ直ニ米
對日連合戰線ヲ結成セズカニ勉ム。

右第三項中、十月上旬頃ニ至ルモ尙我要求ヲ貫徹シ得ル
目途ナキ場合トアルカニハ最初統帥部提出ノ原案ニ貫
徹シ得ル場合トアルカニテ政府側ノ交渉ヲ目途ナキ場合
ト訂正シタル。御前會議前日余ハ冬内ニテ議題帝
國國策遂行要綱ヲ内奏シタ處

陛下ニ之ヲ見ルトニ戰爭準備ヲ記シ、ニ外交交渉ヲ掲ゲテ
ナル。何カノ戰爭ノ主ヲ外交ノ從トアルカ、如キ感シテ受ケル。此兵
ニ就テ明日ノ會議テ統帥部、兩總長、質問シタイト思フカ
、、ト仰セシタ。余ハ之ニ對シ奉リ、一ニ順序ハ必スシテ輕重
ヲ示スモニ非ス、政府トシテハ飽クマテ外交交渉ヲ行ヒ交渉
カトウシテモ纏ラヌ場合ニ戰爭準備ヲ取カントイフ趣旨
ナリト申上ケ尙、此兵ニ就キ統帥部ニ御質問、思召シテハ
御前會議ニハ場所柄如何カト考ヘテシマセテ、今直ニ兩
總長ヲ御アロヒナリマシテハ如何ト奏上セヨト直ニ呼ビ尙總

理大臣モ陪席マシトノ御言言葉デテツタ。兩總長ハ直ニ冬内
拜謁シ余ニ陪席シタ。陛下ハ兩總長ニ對シ、余ニ對スル御下
問ト同様ノ御下問アリ。兩總長ハ余ト同ニ奉答シタ。

統帥陛下ハ杉山參謀總長ニ對シ、日米事起ラハ陸軍
トシテハ幾許ノ期間ニ先付ケル確信アリヤト仰セシ。總長ハ南
洋方面カケハ三月位ニ先付ケルモリテアリマス。奉答シタ。陛
下ハ更ニ總長ニ向ハセシ。此ハ支那事變勃發當時ノ陸相ナリ。

其時陸相トシテ、事變ニ一月位ニ先付クト申セシトノ記憶
ス。然レニ四年ノ長キワソリ未ダ先付ケレテイカト仰セシ。總長ハ
恐懼シテ、支那ハ奥地ガ開ケテ居リテ是通リ作戰ニ得カリシ
事情ヲクトウト辯明申上ケタ。陛下ハ勵声一番總長ニ對セ
シ。支那ノ奥地ガ広イト言フナラ、太平洋ハホ広イテハナクカ。如何ナ
ル確信アリテ三月ト申スクト仰セシ。總長ハ唯頭ヲ垂レテ答フルテ
得ズ。此時軍令部總長助ケ舟ヲ出シ、統帥部トシテ大局ヨリ
申上ケマス。今日日米ノ關係ヲ病人ニ例レハ手術ヲスルカニナクカノ瀬
戸際ニ来テ居リマス。手術ヲシテイテニ儘ニシテオケハ段々衰弱シ
テラウ虞カアリマス。手術ヲスレハ非常ナ危険カアルカ助ムコト
ナイテハ、ソノ場合、思ヒ切リテ手術ヲスルカトイフ段階ニ至ルカ
ト考ヘシマス。統帥部トシテハアツテ外交交渉ノ成立ヲ希シマ
ス。不成立ノ場合ニ思ヒ切リテ手術ヲシテケレハトラント存シマス。
此ノ意味ナリ。此ノ議案ニ賛成致シテ居ルテアリマス。ト申上ケタ。此
陛下ハ重シテ、統帥部ハ今日ノ外交ニ重兵ヲ置ク主ト解ス
ル。其ノ通りカト念ヲ押セシ。兩總長共其通りルニ旨奏答
シタ。

初九日午前十時、御前會議が開カレタ。席上原樞密院議長より、此案ヲ見ニ、外交ヨリ空早ク戦争ニ重兵カオカレ感アリ。政府、統帥部、趣旨ヲ明瞭ニ承リタシト、質問アリ。政府ヲ代表シテ海軍大臣カ答辯シタカ、統帥部カハ誰モ發言マテカケル。然ルニ、陛下ニ、定如御發言アラセシレ、口ハ今ノ原樞密院ノ質問ハ誠ニモスト思フ。之ニ對シテ統帥部カ何等答ヘタイハ甚カ遺憾デアリト、御懷中ヨリ明治天皇ノ御製

四方の海は同胞と思ふせになどあり波のまじりあはれ

ヲ記シ紙片ヲ御取去シテ、讀ミ上ケテ、余ハ常ニ、御製ヲ拜誦シテ、前大帝ノ平和愛好ノ御精神ヲ紹述セシト努メテ居ルニ、仰セタ。満座肅然、暫クハ一言モ發スル者ナレ、聽テ永野軍令部總長立チ、日リ、統帥部ニ對スルオカハ、現ニ堪エマセン。實ハ先程海軍大臣カ答辯致シタリハ、政府、統帥部双方ヲ代表シタリト存シ、沈黙シテ居リタリ。次第テ、統帥部トシテモ勿論海軍大臣ノ答致シタル通り、外交ヲ王トシ、方ハムヲ得サル場合、戦争ニ訴フルトイフ旨ニ、度リハ、ニカサント答ヘタ。カリテ御前會議ハ未曾有ノ緊張裡ニ散會シタ。

二十二

日未諒解ノ交渉ノ進ミサウテ進ミス。又首腦者會見ノ提案カ大統領ノ心境ヲカチ、動シカウ今一步ノ所ヲ容易ニ實現シカウモナイハ、一ニ東京華府間ノ電報訓令ニ基ク、野村大使ノ如何カケテハ、先方ニ、今日本ト息意カ傳ッテ、平ナイカラテ、アハクソコテ、余ハ自ラケルノ使ニ、合ッテ話ヲスル決意ヲシタ。

九月六日、右三述ハ、國策字綱ヲ決定シ、陸海軍外三相
ノ諒解、下ニ余ハ極秘裡ニ大使ト通訳トシテ、
ト余食懇談シタ。

Def. Doc. 1579

余ハ現内閣ノ陸海軍ニ一致シテ交渉ノ成功ヲ希シ、
ニ内閣ヲ指シテ外ニ機會アリキト強調シ、又、今ニ機會
ヲ逸スルハ我々ノ生涯ノ間ニ遂ニノ機會カ来タイデアラウト。最モ
信實トシテ言明ラセタ。陸海外共代表人選マテ大体済ニテ本
事實ヲ諒シ、此際一旦早ク大統領ト會見シ、根本問題ニ就テ
意見ヲ交換スル必要ヲ力説シタ。

然レ不便ハハルノ四原則ニ對スル余ノ意見ヲ質シ、余ハ「原則的
ニ結構アリカ、實際適用ノ段トシテ種々問題カ生ズ、ソノ問
題ヲ解決スル為ニソノ會見カ必要ニシテカト説ク。

一時間半ニワタル懇談ノ後、カール大使ハ直接大統領宛メ、
ロージトシテ今日ノ會談内容ヲ報告ス、テ約シテ報告ハ自
今ノ外交官生活ヲ始メテ以來、最モ重要ナル電報ニナルデアラウト感
慨ヲコメント述ベタリテ。

二二三

No. 57

四月以來ノ日米交渉モ、日本側カス余ト大統領直接會
談ヲ申込トイフ大キナ手ヲ打テ、又余ハ大統領ニ「カール」ヲ送り、
カール大使交意中ヲ打明ケルテ、殆ト書寫スベキハ書シテ来カ、
アノカ一方、九月六日ノ御前會議ヲ決定セテ、重大ノ國策
ニ依ッテ交渉ハ日本トシテハ期限付トナサレテ、愈々最
後ノ段階ニ押ツマレタトシ、
難矣大體判リ米國ノ見ホ、見ホ、即チ原則的ニ
ハ四原則ヲアリ具體的ニ支那問題中ノ駐兵問題經濟

機會、均等原則、問題、三國條約問題、
四原則、米國側、
リ、又余も、主義上、結構、
問題、無サン、ウチ、
上、同意、毛、反対、
ノ申入、右、ヤ、
カ、ソ、取、消、ヲ、申、入、
ト、然、シ、カ、ラ、
全、ク、不、可、能、ト、
シ、キ、

經濟原則、問題、日本、
ヲ、認、ル、
分、
書、
未、國、側、
兵、
健、
府、部、
二、十、四、

政府、
會、議、
十、
九、月、
裁、

養ヲ攝ニ多ク一ノ間及川海相ヲ招キテ部内ノ空氣ヲ自ラニ聽
取シテ同質ニ余ハ参内拜謁後局長連ヲ退ケテ閣僚ト統
帥首腦トナシテ連絡會議ヲ催シテ吾方ニハ右決定ニ陸相ノ
來邸ヲ拒メテクニテ交渉ヲ繼續シヨラシムル決意ヲ披瀝シテ
陸相ハ七日夜遲ク余ヲ日本間ニ訪ネテ駐兵問題ニ関シテハ未
國ノ主張スルヤハ原則的ニ完全撤兵然レ後駐兵トシ
形或ハ軍トシテ絶対承服ニ難シト余ニ強談判ヲ持テカケル
陸軍側ノ強硬態度ニ鑑ミ余ハ三日八日再度ニワタテ海相
外相ト個別的ニ會談シテ危局回避方ヲ協議シテ外相ハ更
二十日余ヲ訪ネルニテ兩度ニ及ビ何トシテ交渉ヲ繼續セシムル途
ニツキ懇談スル連絡會議ヲ有吉開催サレタリ此間ニ長官
特ニ鈴木總裁ノ動キハ際ホシテ注目的トナラセタリ

以下 次頁

以下 次頁

Def. Doc. 1579

No. 60

十月十二日、五十回誕生日、日曜ニモ拘ラス午後
早々、陸海外三相ト鈴木企畫院總裁トヲ狹窪ニ
招集シテ、和戰ニ關スル最後ノ會議ヲ開ク。ソノ會議
前ニ海軍ノ軍務局長ヨリ書記官長ニ「海軍ハ交渉ノ破裂
ヲ欲シナイ。即チ戰爭ヲ出来ルゲテ回避シタイ。然シ海軍ト
シテハ表面ニ出シテ之ヲ言フコトハ出来ナイ。今日ノ會議ニ於
テハ海軍大臣カラ、和戰ノ決ハ首相ニ一任スル、ト云フコトヲ述
ベル答ニナツテ居ルカラ、ソノオ含ミテ願ヒタイ、トイフ報告ガアツタ。
果シテ劈頭ニ海軍大臣ヨリ次ノ發言ガアツタ。「今ヤ和戰何
レカニ決スベキカノ關頭ニ来タ。ソノ決定ハ總理ニ一任シタイ。テ
和デユクナラハ何處マデモ和デユク、即チ多少ノ讓歩ハシテモ
交渉ヲ飽クマデモ成立セシムルトイフ建前ヲ進ムベキデアル。
交渉半バニシテ交渉ヲニシテ月シテカラ、ドウモ之デチヤアイカ
ンレイフデ、サア、コレカラ戰爭ダ、ト言ハシテハ海軍トシテハ困ル。
戰爭ヲヤルト決スレバ、今此處デキミナケレバナラシ。今ガソノ時機
ダ。最後ノ時機ニ来テキル。ヤラナイトイフコトデアレバ、飽クマデ
交渉ヲ成リ立タセルトイフ建前ノ下ニ進ンデ貫ヒタイソレニ對
シテ余ハ今日此處デ何レカニ決スベシトイフナラハ、自分ハ交
渉繼續トイフコトニ決スルト言ツタ。所ガ陸相ハソノ總理ノ結論ハ
早スキル。一休交渉成立ノ見込ナイ交渉ヲ繼續シテ、遂ニ戰機ヲ
逸スルトイフコトニナツテハ一事デアル。一休外務大臣ハ交渉成立ノ見込
アリヤト考ヘルカドウカト外務大臣ニ向ツテ質問シタ所ガ外務大臣
ハソレハ條件次第デアル。今日ノ問題、自取難点ハ結局支那
ノ駐兵問題ダト思ヘフガ、之ニ就テ陸軍ガ從來ノ主張ヲ一歩

Def. Doc. 1579

毛讓ニテトイフコトナラバ交渉見込ナシ。然レリ。其ニ於テ多ク
ナルモ讓歩シテモ差支ナシトイフコトデアレドモ交渉成立見込ハ
絶対ニナシトイフコトハ言ヘナシ。然ルニ陸相ハ之ニタイシテ「駐兵問題ダ
ケハ陸軍ノ生命デアラテ絶対ニ讓レナイ」トイフコトデアラフ。自今ハ
「此際ハ名ヲ捨テテ実ヲ採リ、形式ハアメリカノ言フヤラニシテ、實質
ニ於テ駐兵ト同じ結果ヲ得ルハ好イ」デハナシカレト言フタノニタイシテ、
陸相ハ遂ニ承服ス。結局會議ハ二時カラ六時マデニ及ニダケ
レドモ結論ニ到達セズシテ散會シタ。

翌十三日、余ハ参内シテ内閣直面スル危局ニ就テ委曲奏上、
更ニ木戸内府トモ懇談シ翌十四日朝九時閣議前ニ官邸ニ
陸相、末郎ヲ求ムテ再ビ駐兵ノ問題ニ就キ陸相ノ再考ヲ
求ム。余ハ支那事変ニ重大責任ガアリ、此事変ガ四年ニ
亘リテ未ダ決定ヲ見ナイ今日更ニ前途ノ見通シノ付カナイ大
戦争ニ入ルコトハ何トシテモ同意シ難イ。コノ際、一時屈シテ撤兵
ノ形式ヲ彼ニ与ヘ日米戦争ノ危機ヲ救フベキデアル。又此機
會ニ支那事変ニ結末ヲ付ケルコトハ國カ上カウ考ヘテモ國
民思想ノ上カウ考ヘテモ必要デアルト考ヘル。

國家ノ進運發展ハモトヨリ強國所デアルガ大イニ伴ヒレドモ
一時ニ屈シテ國カヨリ培養スル必要モアル。レト誠意ヲ披瀝シ
テ陸相ヲ説ク。之ニ對シテ陸相ハ「此際米ニ屈スレバ彼ハ
益々高圧的ニ出テトドモル所ガアイデアラウ。撤兵ノ問題ハ
名ヲ捨テ、實ヲトルト言ハレルガ、コシハ軍ノ士氣維持ノ上カラ
到底同意シ難シト主張シテ勅カナワツタ。カクテ陸相ト
ノ話ハ物別シトナリテ、閣議ガ開カレルヤ陸相ハ日米交渉

No. 61

自最早繼續スベカラザル所以ヲ興奮的態度ヲカ設シタ。

二十五

以上數次ニ互ニ陸相ト、會談ニ於テ次ノ如キ語ガ交アラセ。

人間、タマニハ清水ノ舞台カラ目ヲフツテ飛ビ降リルニトモ必
要ナレ

トイフタニ対シ

個人トシテハサウイフ場合モ一生ニ一度ヤニ度ハアルカモ知シナイガ、ニ
千六百年ノ國体ト、一億ノ國民ノフトヲ考ヘルナラバ責任ノ地位ニ
アルモノトシテ出来ルニトテハナイシ

ト答ヘタコトゾツタ。

是ハ陸相ニ話シタコト、テハナイガ、乾坤一擲トカ、國運ヲ賭シテトリ
言フ者ガアリ、松岡外相モ此バ口ニシラガ、自分ハソレヲ聞クト何
時モ不愉快ニ感じタリテアツタ。乾坤一擲トカ國運ヲ賭シテト
カハ壯快ハ壯快デハアルガ前途ノ見透シモ付クヌ戦争ナド始メ
ルニトハ個人ノ場合ト違ヒ、苟クモ二千六百年無瑕ノ國体ヲ
思フナラバ爾ヲ輕クシラ出来ルニトモナイ。假令因循ト言ハレ、
姑息ト評サレテモ自分等ニサウイフコトハ出来ヌ。

如何ニ遠廻リデアツテモ安全第一、百パーセント安全デナケレ
バ戦争ナドハ避ケナケレバナラヌト固ク信じてチル。其頃、軍人、
中ニハ斯ウイフコトヲ言フモノガヨクアツタ。日清、日露ノ二大戦
役モ、百パーセント勝算ガアルナドトイフコトハ有り得ナイト。

余ハ陸相ト會談ノ際、コノコトニ言及シラ、自分等ハ、伊藤、
山縣ハ日露開戦ニ當ツテ充分成算ガアツタモノト思フ。若
シ成算ナレテアツタナラシハ怪シカラシ語デアル。

日露開戦前明治天皇ニ容易ニ御決心が御付キニナラテ
 久々專時、桂首相が今日コソハ御聖断ヲ仰ガウトシタ時ニ
 伊藤公ニテ一ツ押ヘテモウ一晚御考ヘテ願ハントイフニシタリテ
 アツクソノ盟朝伊藤公ヲ御召ニナリ日露開戦ニ就テ成算
 ガアルカト御下問ヲ賜ワラニ対シ奉リ伊藤公ハ少クトモ朝
 鮮ハ露軍ヲ一歩モ入シズ鴨綠江ヲ境ニシテ一ト年間ハ持
 テ堪ヘ得ルコト一ト年間ソノ地位ヲ維持スル中ニハ第三國ノ
 調停ヲ期行シ得ルコト第三國ト言フテモ英國ハ我が同盟
 國デアリ佛独ハ露西亞側デアツテ頼ムハ米國ノ外ニハナイガソ
 レニハ直ニ其工作ニ取リカカリ且成算モアルコトトイフ趣旨ヲ奉
 答シタリテ陛下ニモ御安心アツテ同日御前會議テ聖断
 ガ下ラタリテアル然ルニ今度ハ第三國トイフモガ無クナルノカ
 ラ調停ニ立ツモノガナク隨テ前途ノ見透シハ全然付カ
 ナイ訳デアルソレニモ拘ラズ之ニ飛ビ込ムトイフコトハ國体トイフコ
 トヲ考ヘルト余程慎重ニヤラネバナラヌト思フ

相

總理ノ論ハ悲觀ニ過ギルト思フソレハ自國ノ弱矣ヲ知り過ギ
 ルヲライ知ツテ居ルカラダカ米國ニハ米國ノ弱矣ヲアル筈デアライ
 テスカレト見解ヲ述ベテ居ツタソノ時合談ハ撤兵問題ニ

際ニ正面衝突ノ形ニナラナデアルガ陸相自取後ニ

ソレハ性格相違テスナアレ

ト感懐シムステ言フタデアラフ

Def. Doc. 1579

No. 64

十月十四日、閣議ニ於ケル陸相ノ发言ハ余リニ空然、ダツテ、他
閣僚ハ聊カアツケニトラレ、ウニタノシテ发言スルモノガツカツタ。閣議
他ノ議題ヲ決定シテ後、フノ問題ニ觸レズ散会シタ。

同日午後、武藤軍務局長ガ書記官長ノ処ニ来テ、トウモ
總理ノ肚ガ決ラナイノハ海軍ノ肚ガ決ラナイカラ、ト思ハレル。テ、

海軍ガ本當ニ戦争ヲ欲シナイナラバ、陸軍モ考ヘナケレバナラナイ。
然ルニ海軍ハ陸軍ニ向ツテハ表面ハカウイフコトハ口ニシナイデ、唯總

理一任トイフコトヲ言ツテキル。總理ノ裁断トイフコトヲケデハ陸
軍ノ部内ヲ抑ヘルコトハ到底出来ナイ。然レシコト海軍ガコノ際ハ

戦争ヲ欲セズトイフコトヲ公式ニ陸軍ノ方ニ言ツテ来ルナラバ、
陸軍トシテハ部下ヲ抑ヘルニモ抑ヘ易イ。何トカシ海軍ノチカラ

カウイフ風ニ言フテ来ルヤウニ仕向ケテ貫ヘマイク、トイフコトデアッ
ヌ。其処テ書記官長ハコノコトヲ岡海軍軍務局長ニ話

シタ処ガ、岡軍務局長ハ海軍トシテハ戦争ヲ欲シナイトイ
フコトハドウモ正式ニ言ヘナイ。海軍トシテ言ヒ得ルコトハ、首相

ノ裁断ニ任セトイフコトヲケガ精一杯デアリ
又同夜、陸軍大臣ノ使トシテ鈴木企画院總裁ガ茲ニ

来訪シタ。陸軍大臣ノ傳言ハ次ノ如クデアル。コノ段々其後探ル処ニ
ヨルト、海軍ガ戦争ヲ欲シナイヤウデアル。ソレナラ何故海軍大臣ハ

自分ニシテラヲハツキリ言フテ、ウレナイノカ。海軍大臣カラハツキリ話
ガアレバ自分トシテモ亦考ヘナケレバナラナイデアリ。然ルニ海軍大

臣ハ全部責任ヲ總理ニシテキル形ガアル。之ハ洵ニ遺憾デ
アル。海軍ガカウイフヤウニ肚ガキマラナイナラバ、九月六日ノ御前会

Def. Doc. 1579

議ハ根本的ニ覆ルルヲ。隨テ御前會議ニ列席シテ首相
初メ陸海軍大臣モ統帥府ノ總長モ皆輔弼ノ責ヲ充分ニ
盡サカカッタトイフコトニナルヲアルナラ。此際ハ全部辭職シテ今

マテノコトヲ御破算ニシテモラ一度安ホヲ練リ直ストイフコト以外
ニテイト思フ。ソレハ陸海軍ヲ抑ヘテモラ一度安ホヲ練リ直
ストイフカノアルモノハ今臣下ニナク。ガカラ、トワシテモ後継内閣
ノ首班ニ今度ハ宮様ニ出テ頂ケヨリ以外ニ途ハナト思フ。ソ
ノ宮様ハ先ッ東久通宮殿下ノ最モ適任ト思フ。ソレ自
ハカトシテハ總理ニ辭メテケレトト甚ダ言ヒニクイケレトモ事ニ、ニ
至ッテハ己ノヲ得ズ。トウカ東久通宮殿下ヲ後継首相ニ奏
請スルニトニ御盡カヲ願ヒタイ

翌十五日参内。其後ノ至過ヲ奏上シタ。其時コ昨夜、實ハ東條
カラノ傳言テ、後継内閣ノ首班ニ東久通宮殿下トイフコトヲ言
ツテ来テ居リヌレ。陛下ノ御内意ヲ伺フ所ガ、陛下ハ東
久通宮殿下ハ参謀總長トシテハ實ニ適任デアルト思フテ居ッ
タ。然レ皇族ガ政治ノ局ニ立ツトハ之ハ余程考ヘサケレバナラト
思フ。殊ニ平和ノ時ナラバ好イケレドモ、戦争ニデモナルトイフ處、
アル場合ニハ尚更皇位ノ為ウヲ考ヘテモ皇族ノ出ルニトハトウカ
ト思フ。ト仰セラレタガ、絶対ニ御反対デアラセラレルヤウニモ拜セ
ラレナカッタ。帰途、本内府ニ會ヒ、東久通宮ノ問題ヲ持出
シタ所ガ、内府ハトウモ一向氣乗リレナイ模様デアッタ。
同夜、秘クニ東久通宮殿下ヲ御邸ニ訪問シ、東條陸
相ノ意嚮ヲ申ヒケ。殿下ノ御奮起ヲ促ガレタ所ガ、殿下ハ
アト余リ、重大デアルカラ、三日考ヘテモ、御事

No. 65

No. 66

Def. Doc. 1579

デアツク翌十六日朝電話之内府ト話々所々宮殿下間
 題ニ宮中方面ニ於テモ到底行ハシ難クトイフ旨ヲ傳ヘラレタ。
 然モ時局ハ一日ノ猶豫ト許サレタ。其処テ午前十時頃ヨリ各
 閣僚ニ個別ニ官邸日本間ニ来テ貰フテ辞職ノ已ム得ナイ
 理由ヲ述べ、諒解ヲ求メテ夕刻全部ノ辞表ヲ取纏メタ上
 参内シタ。其時、總理ノ辞表ハ次ノ如クデアル

(以下次頁)

(Faint mirrored text bleed-through from the reverse side of the page, including the word "閣僚")

Def. Doc. 1579

臣文磨

冀ニ圖ラズモ三度大命ヲ辱ウシテ内閣ヲ組織スルヤ現下ノ
 國際政局ニ處シテ國家將來ノ伸張ヲ期セシムルニハ速ニ
 米國トノ友好關係ヲ調整スルニ依テ支那事變ノ急速
 解決ヲ圖ラザルベカラズト確信シ米國政府ニタイシ全カク
 舉ゲテ 次ニ交渉往復ヲ重ネ大統領ニタイシテハ親シク兩
 者會談ノ機ヲ與ヘラレシコトヲ要望シ以テ今日ニ及ベリ然ルニ
 最近ニ至リ東條陸軍大臣ハ右交渉ハ其ノ所望時期
 概ネ十月中一下旬マデニ到底成立ノ望ミナシト判断シ
 乃ケ本年九月六日御前會議ノ議ヲ經テ勅裁ヲ仰ギ
 タル帝國國策遂行要領中三ノ我々要求ヲ貫徹シ得
 ル目途ナキ場合ト認め今ヤ對米開戦ヲ同意スベキ時期
 ニ到達セリト為スニ至レリ孰ニ惟ミルニ對米交渉ハ假スニ時日
 ヲ以テスレバ尚其ノ成立ノ望ミナシトハ断ズベカラザルト共ニ最
 モ難関ナリト思考セラルル概 共同問題モ名ヲ捨テ實ヲ取ルノ主
 旨ニ依リ形式ハ彼ハ讓ルノ態ニ採ラバ今尚妥協ノ望ミナリト
 信ゼラルルヲ以テ支那事變ノ未ダ解決セザル現在ニ於テ更ニ前
 途ノ遠見スベカラザル大戦争ニ突入スルガ如キハ支那事變勃発
 以來重大ナル責任ヲ痛感シソワール臣文磨ノ到底忍ビ難キ所
 ナリ因テ此ノ際ハ政府軍部協力一致其ノ最善ヲ盡シテ飽ク
 マデ對米交渉ヲ成立セシメ以テ一應支那事變ヲ解決セントスル
 國カ培養ノ點ヨリ言フモ將テ又民心安定ノ上ヨリ見ルモ現下喫
 緊ノ要事ニシテ國運ノ發展ヲ望マバ寧ろ今日コソ大ニ伸ビシガ
 為ニ善ク屈シ國民ヲシテ嘗膽益ニ君國ノ為ニ邁進セシムルヲ以

No. 67

案ノ和直ノ早

Def. Doc. 1579

テ最モ時宜ヲ得タルモノナリト信ジ臣ハ表情ヲ披瀝シテ東條陸
軍大臣ヲ説得スベク解決シタリ之ニツイシ陸軍大臣ハ總理
大臣ノ苦心ト表情トハ深ク諒トスル所ナルモ撤兵ハ軍ノ士氣
維持ノ上ヨリ到底同意シ難ク又一度米國ニ屈スル時彼ハ益
々矯横ノ措置ニ出テ殆ンド底ニスル處ヲ知ラザルベク假令一
應支那事変ノ解決ヲ見タリトスルモ日支ノ關係ハ兩三年ヲ
出テズシテ再ビ破綻スルニ至ルコトモ亦豫想セラル且國內ノ弱
點ハ彼我共ニ存スルヲ以テ時期ヲ失セズ此ノ際用戰ヲ同意
スベキコトヲ主張シテ已マズ懇談四度ニ及ビタルモ終ニ同意セシ
ムルニ至ラズ是ニ於テ臣ハ逆ニ所信ヲ貫徹シテ輔弼ノ重責ヲ完ラ
ルニト能ハザルニ至レリ是レ偏ニ臣ガ非才ノ致ス所ニシテ洵ニ恐懼ノ
至リニ堪ヘズ仰ギ願フハ聖鑒ヲ垂レ洽ヒ臣ガ重職ヲ解キ洽ハンコトヲ
臣文磨誠惶誠恐謹ミテ奏ス

昭和十六年十月十六日

内閣總理大臣 公爵 近衛 文磨

No. 68

昭和十六年十月十六日
内閣總理大臣 公爵 近衛 文磨
奏
陸軍大臣 廣田 弘毅
外務大臣 廣田 弘毅
海軍大臣 米谷 実
逓信大臣 廣田 弘毅
文部大臣 廣田 弘毅
農林大臣 廣田 弘毅
商工大臣 廣田 弘毅
司法大臣 廣田 弘毅
陸軍大臣 廣田 弘毅
外務大臣 廣田 弘毅
海軍大臣 米谷 実
逓信大臣 廣田 弘毅
文部大臣 廣田 弘毅
農林大臣 廣田 弘毅
商工大臣 廣田 弘毅
司法大臣 廣田 弘毅

Ref. Doc. 1579

カクテ近衛内閣ハ総辭職ヲナシ翌日重臣會議カ用カ
レ東條陸相ニ次期内閣組織ノ大命ガ降下シタリ。

東條陸相、奏薦ハ主トシテ木戸内府ノ奏議デアリテ様デアル。
併シナガラ内府カ東條陸相推シタノハ日米開戦ノ方ヘ持ツテ行
カウト云フ腹カラテハカワク様デアル。即ケ兩三日來ノ話
ニヨッテモ介ル様ニ東條陸相ハ海軍ノ意圖ガハッキリセ又以テ
一度全部御破算ニシテ案ヲ練リ直スト云フコトモ言ッテ居ル位ダ
カラ陸相ニ大命ガ下ッテモ直ニ戰爭ニ突入スルコトハアルコト殊ニ大
命降下ノ際何等カ御言葉デモ賜レバ陸相トシテハ一層慎重ナ
態度ヲ採ルダラウト云フノカ内府ノ考デアリタ様ガ。

内閣更迭ノ事情ハ右ノ如クデアル。即ケ表面ヨリ見レバ日米交
渉ヲ迷讀セントスル首相ト之ヲ打切ラントスル陸相トノ意
見衝突カラ内閣不統一ノ結果必辭職トナツタノデアル。随ツテ
次ノ内閣組織、大命ガ陸相ニ降下シタコトハ當然日米交渉
打切り惹イテハ日米開戦ヲ意味スルモノト一般ニ解セカレモ無
理ナイ。然シナガラ裏面ニ於テハ右申述ベク如キ交渉カアツク
テ陸相ニ大命ガ降下シタコトハ直ニ日米戰爭ヲ意味スルト云
フ話論ニハナラナイノデアル。近衛内閣總辭職後用カレタ
重臣會議ニ於テモ之ニ就テ質問ガ出テ内大臣ハ以上ノ交渉
ヲ語リ重臣連ハ陸相ニ大命ガ降下シテモソレガ直ニ日米
開戦ニナラヌト云フ確言ヲ得テ安心シテ東條大將奏薦ニ
同意シタト云フ事デアル。

No. 69

余カ辭職後アル大使ニ書翰ニ送り余ノ辭職ハ必ズシモ
日米開戦ト決定シタ結果デナク交渉ノ余地ハ尚存スル旨ヲ申

シ送ワタノモカ、ル事情アリシカ爲デアル。

Def. Doc. 1579
一方米國ニ於テモ近衛内閣総辭職ノ報ハ相當シヨクヲ与ヘテ
野村大使歸朝後ノ談ニヨルト近衛内閣辭職ニテ條件
内閣ニ代ルヤ米國政府ハ日米交渉モハヤ見込ナシト觀念シ
タサウデアル。即チ野村大使ト親交アル作戰部長チーナー
提督齊藤大使ノ遺骸ヲ送テ来タ當時ノ艦長カ大使
ヲ来訪シテノ話ニ「近衛内閣カ辭メタハ、近衛首相カ
ルースベルト大統領ニ會見ヲ申込ニ知ラニ大統領カ之ニ應
ジナイデ、日米交渉見込ナシトシテ退陣シタノデアラウ。併シ
大統領ハ頭カラ會見ヲ拒絶シタノデハナク、タダニ三念ヲ
押シテ置キタイコトガアツタダケデ、ソレサヘ判レバ表シテオ目ニ
カ、ル積リナシアル。コノ意味ノコトヲ大統領カ、日本天皇陛
下ニ親電トシテ發送スルコトニ決定。其手續ハ既ニ取ラレタケ
テアルトノコトガアツタガ、二三日経テ提督ハ再ビ大使ヲ來訪シ
「過日ノ話ハ内政干涉ニテルトノ議論カ政府部内ニ起リ、藩
取り止メニナツタト話シタサウデアル。

二十七

No. 70
以上日米交渉難航ノ歴史ヲ回想シテ痛感セラル。コトハ統帥ト
國務ノ不一致ト云フ事デアル。抑モ統帥カ國務ト獨立シテ居ル
コトハ、歴代ノ内閣ノ悩ム所デアラス。今度ノ日米交渉ニ當リテモ、
政府カ一生懸命交渉ヲヤツテ来ル一ホ、軍ハ交渉破裂ノ場合ノ
準備ヲトシドシヤツテ来ルノデアル。而モ其準備ナルモリガドウヤ
ツテ居ルノカハ五五ニ少シモ判ラヌノカカラ、ソレト外交ト歩調ヲ
合セル設ニ行カヌ、船ヲ動カレタリ動員シタリドシドシナルハ、

日米交渉ノ歴史

ソレが米國ニモ判リ米國ハ我カ外交ノ誠意ヲ疑フコトニヤル
トイフ次第テ外交ト軍事ノ關係カ巧ク行カナイノニ因リタモ
テアツタ。

日米戰フヤ否ヤトイフ逼迫シタ昨年九月以降ノ空氣ノ申テ
自重論者ノ人テアラセラレタ康久通官殿下ハ此向面ヲ訂
削スルニハ陛下カ屹然トシテ御裁斷遊ハルル以外ニ方法ナレ
ト御言明ニテワタ事ガアルカ陛下ニハ自分ニモ仰セラレタコト
ハアルカ、軍ニモ因ワタモノガトイフコトヲ、康久通官ニモ何處
カ仰セラレタト拜聞スル。ソノ時陛下ハ陛下ガ批評家ノ
ヤウナコトヲ仰セラレムノハ如何デアリマセウ。不可ト思ヒヨレタ
不可ト仰セラレムベキモノデアリマスマイカト申上ゲタト承ツテ其
コヤウニ陛下カ御遠慮勝チト思ハレル程減多ニ御意見
ヲ御述ズニテラヌコトハ、西園寺公や牧野伯ナドガ英國流憲
法ノ運用トイフコトヲ考ヘテ陛下ハ成ルベクイニシテアケテブコ
取リニテラレヌマウニト申上ゲ、祖宗ノ大命陛下ノ際ニ仰セラレ
ルニテ條々——憲法ノ尊重外交上ニ無理ヲセヌコト、財界ニ急激
ナル變化ヲ與ヘヌコト——以外ハ御指圖遊ハサレヌコトニシテアル
カトヒツカニ拝察アリレル。

然ルニ日本ノ憲法トイフモノハ、天皇親政ノ建前デアリテ、
英國ノ憲法トハ根本ニ於テ相違カアルナル殊ニ統帥權ノ
問題ハ、政府ニハ全然發言權ナク政府ト統帥部トノ兩方
ヲ押ヘ得ルモノハ陛下只御一人デアル。然ルニ陛下カ消極的ニ
アラセラレル事ハ半端ニハ結構デアルカ和戰何レカト云フカ如キ
國家生死ノ關頭ニ立ワタ場合ニハ障善カ起リ得ル場合ナシ

No. 72

Def. Doc. 1579

トミタイ、英國流ニ陛下が只激励トカ注意ヲ与ヘラレル
トカ云フカケテハ、軍事ト政治外交トカ協力一致ニテ進ミ
得タイコトヲ今夜ノ日米交渉ニ於テ特ニ痛感ニシタム
アル。
乍然、最後ニ一言スル。立憲ニ君主トシテノ陛下ノ
御態度ハカク消極的デハマラセラレタカ、陛下ノ御意
圖ハ飽ク迄太平洋ノ平和維持ニアリ。何トクレテ前途
見遠ノ付カ又大戦争ニ突入スルコトヲ避ケテ二千六百
年ノ國體ヲ無瑕ノマニ護持シタイト云フ御合心願ト
御是慮ノ御有様ハ、御痛マシキマデニ拜セラレタムアル

(昭和十九年四月談話筆記)

(完)